

(款) 7 商工費

(単位 千円)

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 商工業費	39,589,582	21,434,361	18,155,221	1,868,858	4,327,000	22,719,121	10,674,603			
1 商工総務費	2,379,949	2,397,654	△17,705			使用料及び 手数料 382 繰入金 10,511 諸収入 8,657	2,360,399	1 報 酬 2 給 料 3 職員手当等 4 共 済 費 7 報 償 費 8 旅 費 10 需 用 費 11 役 務 費 13 使用料及び 賃 借 料	37,930 1,125,211 786,441 402,645 1,177 6,511 17,241 1,551 970	(産業労働政策課、商 業・サービス産業支援 課、産業支援課、先端 産業課、企業立地課、 金融課、観光課) 給与費 303人 2,355,396 (産業労働政策課) 商工総務諸費 24,553

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
2 商工振興費								18 負担金、補助及び交付金	272	
	15,757,606	16,262,363	△504,757	753,068	4,080,000	使用料及び手数料 136,580	6,894,201	1 報 酬	11,237	(産業労働政策課、産業支援課)
						財産収入 360,384		4 共 済 費	2,982	渋沢栄一企業家精神顕彰事業費 1,648
						繰入金 3,283,781		7 報 償 費	42,346	(産業労働政策課)
						諸収入 249,592		8 旅 費	12,545	小規模事業経営支援推進費 3,087,360
								10 需 用 費	86,943	中小企業組合等連携組織対策費 186,933
								11 役 務 費	13,478	商工団体育成指導費 9,570
								12 委 託 料	1,720,962	広域指導推進費 43,149
								13 使用料及び賃借料	216,431	産業文化センター等管理運営費 370,337
								14 工事請負費	3,859,317	

							16 公有財産 購入費	2,520,000	産業文化センター施設 整備事業費(継続事業 第2年次支出額)
							17 備品購入費	42,938	4,066,827
							18 負担金、補助 及び交付金	7,017,686	産業振興公社運営費 424,878
							21 補償、補填 及び賠償金	194,637	産業振興・雇用機会創 出基金積立金 16,104
							24 積立金	16,104	新型コロナウイルス感 染症緊急経営支援事 業費 420,000 (商業・サービス産業 支援課) 大規模小売店舗立地法 施行費 799 中心市街地等商店街活 性化促進事業費 92,200 運輸事業振興助成費 1,118,357 サービス産業支援事業 費 15,635 映像関連産業振興費 1,022,508

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
									(産業支援課、先端産業課) 産学連携推進費 116,605 次世代産業支援費 3,343,232 (産業支援課) 新事業創出支援事業費 28,882 鉱業指導助成費 4,503 受注企業振興対策費 13,068 中小企業イノベーション支援事業費 75,675 地場産業活性化再生支援事業費 15,892	

										東部地域振興ふれあい 拠点施設管理費 122,778
										西部地域振興ふれあい 拠点施設管理費 78,615
										(企業立地課)
										産業立地促進助成費 1,007,822
										企業立地促進対策費 71,113
										(観光課)
										伝統的工芸品産業振興 対策費 3,116
3 金融対策費	20,181,571	1,167,989	19,013,582	968,500	使用料及び 手数料 668	1,016,039	7 報 償 費	80	(金融課)	
					繰入金 1,782,178		8 旅 費	273		中小企業制度融資事業 費 20,170,811
					諸収入 16,414,186		10 需 用 費	4,311		中小企業制度融資運営 費 5,894
							11 役 務 費	1,087		中小企業高度化資金特 別会計繰出金 2,216
							12 委 託 料	5,775		貸金業指導事業費 965

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
4 経営指導費							13 使用料及び賃借料	116	小規模事業者金融フォローアップ事業費 1,685	
							18 負担金、補助及び交付金	19,516,545		
							21 補償、補填及び賠償金	651,168		
							27 繰出金	2,216		
	219,264	137,161	82,103	128,682			90,582	1 報酬	3,216	(産業労働政策課) 経営調査費 5,887
								7 報償費	560	(産業支援課)
								8 旅費	637	創業・ベンチャー育成 支援事業費 106,226
								10 需用費	1,490	企業経営支援費 81,511
								11 役員費	1,993	中小企業支援センター 事業費 14,315
								12 委託料	9,520	埼玉県経営品質賞支援 事業費 630

5 販路拡張費								13 使用料及び賃借料	262	診断指導行政費 1,918
								18 負担金、補助及び交付金	201,586	埼玉版SDGs推進費 1,480 事業継続力強化支援事業費 7,297
5 販路拡張費	129,180	134,961	△5,781	14,000			115,180	7 報 償 費	92	(企業立地課)
										国際経済協力交流費 104,195
								8 旅 費	3,100	(観光課)
								10 需 用 費	1,783	物産観光展示場運営助成費 22,825
								11 役 務 費	1,164	販路拡張行政費 2,160
								12 委 託 料	54,918	
								13 使用料及び賃借料	180	
18 負担金、補助及び交付金	67,943									
6 銃砲火薬ガス等取締費	34,043	33,490	553			使用料及び手数料 70,794	△36,751	7 報 償 費	480	(化学保安課)
								8 旅 費	1,107	火薬類取締指導費 1,420
								10 需 用 費	1,495	電気工事業法等施行費 22,484

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
7 計量検定費							11 役 務 費	1,139	高圧ガス保安法指導費 7,916	
							12 委 託 料	27,981	液化石油ガス法施行費 1,923	
							13 使用料及び 賃 借 料	616	高圧ガス等保安対策助 成費 300	
							17 備品購入費	300		
							18 負担金、補助 及び交付金	925		
	32,312	31,484	828			使用料及び 手数料 18,051	14,223	8 旅 費	1,748	(産業支援課) 計量指導費 390
						財産収入 38		10 需 用 費	8,284	計量検定所費 31,922
								11 役 務 費	3,583	
								12 委 託 料	17,760	
								13 使用料及び 賃 借 料	347	

産業技術 8 総合 センター費								18 負担金、補助 及び交付金	564	
								26 公 課 費	26	
	855,657	1,269,259	△413,602	4,608	247,000	使用料及び 手数料 306,577	220,730	7 報 償 費	10,827	(産業支援課)
						財産収入 18,792		8 旅 費	9,636	産業技術総合センター 運営費 806,187
						諸収入 57,950		10 需 用 費	126,375	彩の国新産業創出研究 開発推進事業費 49,470
								11 役 務 費	46,565	
								12 委 託 料	401,547	
								13 使用料及び 賃 借 料	3,233	
								14 工事請負費	189,831	
								15 原 材 料 費	145	
							17 備品購入費	62,666		
							18 負担金、補助 及び交付金	3,676		
							21 補償、補填 及び賠償金	1,075		

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
								26 公 課 費	81	
2 観 光 費	308,234	366,950	△58,716	54,931		11,752	241,551			
1 観 光 費	308,234	366,950	△58,716	54,931		使用料及び 手数料 1,752 寄附金 10,000	241,551	7 報 償 費 8 旅 費 10 需 用 費 11 役 務 費 12 委 託 料 13 使用料及び 賃 借 料 18 負担金、補助 及び交付金	1,617 6,178 12,384 8,118 145,409 12,177 122,351	(観光課) 観光関係団体等指導育 成費 15,649 彩の国観光振興推進費 292,585
計	39,897,816	21,801,311	18,096,505	1,923,789	4,327,000	22,730,873	10,916,154			

(款) 8 土木費

(単位 千円)

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 土木管理費	10,891,099	10,821,781	69,318	157,564	5,000	873,437	9,855,098			
1 土木総務費	10,470,297	10,456,205	14,092	550	5,000	分担金及び負担金 58,173 使用料及び手数料 79,412 財産収入 100,419 諸収入 99,438	10,127,305	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 7 報償費 8 旅費 9 交際費 10 需用費 11 役務費	161,249 4,690,996 3,616,708 1,685,556 3,047 17,645 20 30,625 49,664	(県土整備部、都市整備部共通) 給与費 1,247人 10,105,734 (県土整備政策課) 管理諸費 91,414 土地収用審査費 33,875 災害初期対応能力強化整備費 8,385 (建設管理課) 建設工事積算システム等維持管理費 128,392 公共事業情報システム維持管理費 21,985

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
							12 委 託 料	167,588	土木技術管理費 15,947	
							13 使用料及び 賃 借 料	16,768	建設副産物対策推進費 1,029	
							17 備品購入費	20,631	埼玉県公共事業評価監 視委員会運営費 705	
							18 負担金、補助 及び交付金	9,761	建設業企画審査費 6,419	
							26 公 課 費	39	(用地課) 廃川敷等処分促進費 14,198 埼玉県土地開発公社運 営費補助 5,033 用地業務管理費 9,637 (都市整備政策課) 管理諸費 20,833 (営繕課、設備課)	

										営繕積算システム(建築・設備)管理費 6,711
2 建設業指導 監督費	28,655	29,221	△566	1,948		分担金及び 負担金 97 使用料及び 手数料 346,361 財産収入 9,991	△329,742	1 報 酬 8 旅 費 10 需 用 費 11 役 務 費 12 委 託 料 13 使用料及び 賃 借 料 18 負担金、補助 及び交付金	1,783 223 4,471 5,922 14,764 1,478 14	(県土整備政策課) 建設工事紛争審査費 2,091 (建設管理課) 建設技術者育成推進費 733 建設工事統計調査費 1,948 建設業管理費 23,883
3 建築指導費	392,147	336,355	55,792	155,066		使用料及び 手数料 179,546	57,535	1 報 酬 7 報 償 費 8 旅 費 10 需 用 費	1,367 2,916 5,404 21,667	(建築安全課) 宅地建物取引業法施行 費 31,159 建築基準法等施行費 78,613 建築統計等調査費 1,202

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
									11 役 務 費 6,860 住宅・建築物耐震改修促進費 252,820 12 委 託 料 73,293 住宅センター助成費 620 13 使用料及び賃借料 8,748 石綿対策推進費 24,694 17 備品購入費 804 空き家等対策促進費 3,039 18 負担金、補助及び交付金 270,973 26 公 課 費 115	
2 道路橋りょう費	54,593,891	52,002,750	2,591,141	5,902,176	37,297,000	2,813,486	8,581,229			
1 道路橋りょう総務費	1,486,327	679,001	807,326	11,887	473,000	使用料及び手数料 866,386 財産収入 1,120,000	△984,946	2 給 料 3,449 (県土整備政策課) 3 職員手当等 2,424 埼玉県道路公社運営費補助 2,890 4 共 済 費 1,184 道路網構想推進費 13,390		

								8 旅 費	681	ビッグデータ活用推進費 4,738
								10 需 用 費	3,358	埼玉県道路公社出資金 273,763
								11 役 務 費	12,103	埼玉県道路公社経営改 善対策費 820,000
								12 委 託 料	364,311	(道路街路課、道路環 境課)
								13 使用料及び 賃 借 料	791	道路諸費 14,588 (道路街路課)
								18 負担金、補助 及び交付金	824,263	道路事業市町村指導監 督事務費 11,887
								23 投 資 及 び 出 資 金	273,763	(道路環境課) 道路台帳整備費 345,071
2 道路維持費	25,381,270	23,710,853	1,670,417	1,411,756	14,708,000	諸収入 67,100	9,194,414	1 報 酬	115,545	(道路環境課) 舗装道整備費 10,898,500
								2 給 料	7,193	道路環境整備費 3,640,081
								3 職員手当等	30,577	災害防除費 1,580,769
								4 共 済 費	28,831	

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
							7 報 償 費	2,000	道路美化推進費 80,199	
							8 旅 費	22,785	電線地中化(道路)整備費 336,000	
							10 需 用 費	1,748,238	自転車歩行者道整備費 976,710	
							11 役 務 費	603,697	交差点整備費 476,700	
							12 委 託 料	6,058,022	バリアフリー安全対策費 429,068	
							13 使用料及び 賃 借 料	126,885	道路安全施設費 3,866,426	
							14 工事請負費	14,619,009	自転車通行環境整備費 99,343	
							15 原 材 料 費	49,690	道路管理費 396,810	
							16 公 有 財 産 購 入 費	370,980	道路災害対策費 3,744	
							17 備 品 購 入 費	37,500	交通安全施設整備事業 費 448,000	

3 道路新設 改良費								18 負担金、補助 及び交付金	273,985	社会資本整備総合交付 金(維持)事業費 52,000
								21 補償、補填 及び賠償金	1,285,020	社会資本整備総合交付 金(交通安全)事業費 1,529,000
								26 公 課 費	1,313	道路構造物維持事業費 567,920
	15,503,813	15,328,741	175,072	3,679,228	11,619,000	諸収入 35,000	170,585	1 報 酬	3,896	(県土整備政策課) 直轄道路事業費負担金 6,000,000
								2 給 料	75,078	(道路街路課) 道路改築費 2,302,152
								3 職員手当等	51,506	道路改築事業費 511,000
								4 共 済 費	28,345	社会資本整備総合交付 金(改築)事業費 6,690,661
								7 報 償 費	1,300	
								8 旅 費	5,641	
								10 需 用 費	39,430	
								11 役 務 費	65,330	

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
4 橋 り よ う 維 持 費	8,892,481	9,188,155	△295,674	140,855	8,241,000	諸収入 310,000	200,626	12 委 託 料	1,703,507	(道路環境課) 橋りょう修繕費 8,626,381 橋りょう補修事業費 266,100
								13 使用料及び 賃借料	6,221	
								14 工事請負費	5,153,726	
								16 公 有 財 産 購 入 費	1,102,300	
								18 負担金、補助 及び交付金	6,056,075	
								21 補償、補填 及び賠償金	1,211,200	
								26 公 課 費	258	
1 報 酬	20,504									
2 給 料	3,730									
3 職員手当等	6,910									

								4 共 済 費	6,237	
								8 旅 費	9,176	
								10 需 用 費	105,922	
								11 役 務 費	80,411	
								12 委 託 料	809,451	
								13 使用料及び 賃 借 料	4,863	
								14 工事請負費	7,706,160	
								17 備品購入費	500	
								18 負担金、補助 及び交付金	138,200	
								26 公 課 費	417	
5 橋りょう 新設改良費	3,330,000	3,096,000	234,000	658,450	2,256,000	諸収入 415,000	550	1 報 酬	1,374	(道路街路課)
								2 給 料	6,460	橋りょう架換費 1,800,000

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
								3 職 員 手 当 等	5,935	橋りょう整備事業費 1,500,000
								4 共 済 費	3,159	社会資本整備総合交付 金(橋りょう整備)事業費 30,000
								7 報 償 費	100	
								8 旅 費	345	
								10 需 用 費	944	
								11 役 務 費	6,195	
								12 委 託 料	1,372,845	
								13 使 用 料 及 び 賃 借 料	22,625	
								14 工 事 請 負 費	1,713,000	
								16 公 有 財 産 購 入 費	46,000	

								21 補償、補填 及び賠償金	151,000	
								26 公 課 費	18	
3 河 川 費	34,118,833	35,981,294	△1,862,461	4,235,177	24,977,000	807,632	4,099,024			
1 河川総務費	8,895,688	6,728,384	2,167,304	270	5,012,000	使用料及び 手数料 81,800 財産収入 185 諸収入 307,052	3,494,381	1 報 酬 3 職員手当等 4 共 済 費 7 報 償 費 8 旅 費 10 需 用 費 11 役 務 費 12 委 託 料 13 使用料及び 賃 借 料	17,000 3,684 2,757 414 5,457 392,531 258,181 2,979,316 5,922	(河川砂防課、水辺再生課) 河川管理費 116,010 緊急浚渫推進費 3,360,000 (河川砂防課) 排水機場等施設管理費 89,789 排水機場等維持修繕費 1,689,478 準用河川改修市町村指 導監督事務費 270 (水辺再生課) 河川維持修繕費 2,906,180 ダム等施設管理費 732,220

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
2 河川改良費								14 工事請負費	5,213,153	放置船舶対策費 1,741
								17 備品購入費	4,239	
								18 負担金、補助及び交付金	4,756	
								21 補償、補填及び賠償金	8,000	
								26 公課費	278	
	23,253,218	27,201,843	△3,948,625	3,861,200	18,655,000	寄附金 100 諸収入 400,240	336,678	1 報酬	17,669	(河川砂防課、水辺再生課)
								2 給料	45,123	河川改修調査費 408,683
								3 職員手当等	34,334	河川改修費 8,838,507
								4 共済費	21,115	社会資本整備総合交付金(河川)事業費 6,969,051
								7 報償費	892	(河川砂防課)

								8 旅 費	18,416	市町村治水事業費負担金 19,000
								10 需 用 費	74,335	新河岸川河川改修調査費 15,000
								11 役 務 費	37,378	直轄治水事業費負担金 5,186,000
								12 委 託 料	3,237,666	河川施設震災対策費 165,000
								13 使用料及び 賃 借 料	14,256	河川改修事業費 1,276,900
								14 工事請負費	11,408,240	(水辺再生課)
								16 公 有 財 産 購 入 費	1,233,060	川の国埼玉活力創出事業費 3,177
								17 備品購入費	2,666	川の再生推進費 371,900
								18 負担金、補助 及び交付金	6,536,140	
								21 補償、補填 及び賠償金	571,600	
								26 公 課 費	328	
3 砂 防 費	1,884,160	1,977,753	△93,593	373,325	1,291,000		201,580	1 報 酬	3,728	(河川砂防課)

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
						分担金及び負担金 16,255		2 給 料	16,737	砂防維持修繕費 724,510
						諸収入 2,000		3 職員手当等	10,943	砂防施設費 247,770
								4 共 済 費	7,348	急傾斜地崩壊対策費 87,500
								7 報 償 費	938	急傾斜地崩壊対策事業費 107,000
								8 旅 費	2,308	社会資本整備総合交付金(砂防)事業費 243,600
								10 需 用 費	58,567	社会資本整備総合交付金(急傾斜地)事業費 164,600
								11 役 務 費	59,756	砂防施設事業費 309,180
								12 委 託 料	563,266	
								13 使用料及び賃借料	8,598	
								14 工事請負費	1,077,000	

								16 公有財産 購入費	13,600	
								17 備品購入費	1,000	
								21 補償、補填 及び賠償金	60,300	
								26 公 課 費	71	
4 水 防 費	85,767	73,314	12,453	382	19,000	66,385	1 報 酬	42	(河川砂防課)	
							8 旅 費	25	水防諸費 14,720	
							10 需 用 費	3,952	水防情報システム整備 費 71,047	
							11 役 務 費	6,298		
							12 委 託 料	17,739		
							13 使用料及び 賃 借 料	26,421		
							14 工事請負費	19,000		
							17 備品購入費	11,708		

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
							18 負担金、補助及び交付金	450		
							26 公 課 費	132		
4 都市計画費	22,197,608	24,128,380	△1,930,772	3,097,292	9,915,000	3,963,551	5,221,765			
1 都市計画 総務費	1,384,741	1,544,911	△160,170	31,425	513,000	使用料及び 手数料 16,254 財産収入 291,949 繰入金 304,983 諸収入 13,694	213,436	1 報 酬 2 給 料 3 職員手当等 4 共 済 費 7 報 償 費 8 旅 費 10 需 用 費	2,526 13,640 9,372 4,422 1,055 4,709 12,598	(道路街路課) 都市計画法施行費 301 (都市整備政策課) 都市整備事業等市町村 指導監督事務費 18,307 さいたま新都心管理事 業費 1,135,468 出歩きやすいまちづくり 推進事業費 513

								11 役 務 費	2,395	(都市計画課、市街地整備課、公園スタジアム課)
								12 委 託 料	1,004,737	都市計画法施行費 11,359
								13 使用料及び 賃 借 料	16,390	(都市計画課)
								14 工事請負費	299,530	都市計画調査費 171,945
								18 負担金、補助 及び交付金	13,367	総合都市交通体系調査費 6,289
										都市情報システム整備費 4,968
										都市づくり企画推進費 829
										物流効率化推進費 730
										コンパクトシティ推進 事業費 4,380
										(市街地整備課、住宅課)
										住宅市街地整備事業等 市町村指導監督事務費 11,518
										(田園都市づくり課)

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
2 土 地 区 画 整 理 費	3,258,636	4,126,385	△867,749	696,700	945,000	分担金及び 負担金 232,500 財産収入 500,000	884,436		景観行政推進事業費 15,857	
									企業立地推進事業費 2,277	
								1 報 酬	732	(市街地整備課)
								2 給 料	3,827	社会資本整備総合交付 金(区画整理)事業費 345,989
								3 職員手当等	2,288	公共団体区画整理事業 県道整備費 140,562
								4 共 済 費	1,027	つくばエクスプレス沿線 地域整備推進費 2,412,700
								7 報 償 費	126	市街地再開発促進費補 助 283,193
								8 旅 費	1,648	市街地再開発事業等公 共施設管理者負担金 75,400
								10 需 用 費	14,940	
								11 役 務 費	10,335	住宅密集地改善推進費 792

								12 委 託 料	127,617	
								13 使用料及び 賃 借 料	17,496	
								14 工事請負費	1,040,000	
								18 負担金、補助 及び交付金	948,600	
								21 補償、補填 及び賠償金	1,090,000	
3 街路事業費	7,991,235	8,384,197	△392,962	2,183,542	4,078,000	分担金及び 負担金 1,383,938 諸収入 317,000	28,755	1 報 酬	7,456	(県土整備政策課) 首都高速道路事業費 44,000
								2 給 料	11,317	(道路街路課)
								3 職員手当等	12,027	街路整備費 3,649,567
								4 共 済 費	5,936	街路改良事業費 1,361,668
								7 報 償 費	1,700	社会資本整備総合交付 金(街路)事業費 836,000
								8 旅 費	3,438	連続立体交差費 70,000
								10 需 用 費	12,821	

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
							11 役 務 費	29,495	連続立体交差事業費 2,030,000	
							12 委 託 料	780,500		
							13 使用料及び 賃 借 料	32,368		
							14 工事請負費	2,264,186		
							16 公 有 財 産 購 入 費	1,205,260		
							17 備品購入費	300		
							18 負担金、補助 及び交付金	733,740		
							21 補償、補填 及び賠償金	2,846,552		
							23 投 資 及 び 出 資 金	44,000		
							26 公 課 費	139		

4 公園費	9,562,996	10,072,887	△509,891	185,625	4,379,000	使用料及び 手数料 645,456	4,095,138	2 給 料	3,200	(公園スタジアム課)
						財産収入 4,022		3 職員手当等	1,705	公園等施設管理費 4,313,742
						寄附金 1,000		4 共 済 費	995	公園等施設整備費 1,966,155
						繰入金 252,640		7 報 償 費	774	新たな森建設費 870,240
						諸収入 115		8 旅 費	5,726	埼玉スタジアム2002公 園管理運営費 2,078,623
								10 需 用 費	202,244	埼玉スタジアム2002公 園施設整備費 76,480
								11 役 務 費	31,844	社会資本整備総合交付 金(公園)事業費
								12 委 託 料	4,714,437	257,756
								13 使用料及び 賃 借 料	115,681	
								14 工事請負費	4,075,104	
								16 公 有 財 産 購 入 費	286,800	
								17 備品購入費	61,682	

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
							18 負担金、補助 及び交付金	12,344		
							21 補償、補填 及び賠償金	50,300		
							26 公 課 費	160		
5 住 宅 費	565,286	647,169	△81,883	49,474		181,665	334,147			
1 住宅総務費	126,140	120,186	5,954	49,474		使用料及び 手数料 7,652	69,014	7 報 償 費 603 8 旅 費 1,226 10 需 用 費 9,845 11 役 務 費 11,831 12 委 託 料 21,797 13 使用料及び 賃 借 料 931	(市街地整備課) 住環境整備総合支援事 業費 151 (住宅課) 住宅居住支援推進事業 費 19,472 埼玉県住宅供給公社運 営指導費 21,241 住宅政策総合推進事業 費 11,700	

								18 負担金、補助 及び交付金	79,907	長期優良住宅法施行費 4,663 子育て世代・多子世帯 向け住宅支援事業費 57,100 住宅リフォーム普及促 進事業費 891 中古住宅流通・住み替 え促進事業費 10,922
2 住宅建設費	439,146	526,983	△87,837			諸収入 174,013	265,133	20 貸 付 金 27 繰 出 金	174,013 265,133	(住宅課) 住宅融資事業費 174,013 県営住宅事業特別会計 繰出金 265,133
計	122,366,717	123,581,374	△1,214,657	13,441,683	72,194,000	8,639,771	28,091,263			

(款) 9 警察費

(単位 千円)

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 警察管理費	135,234,255	135,443,473	△209,218	657,417	2,153,000	7,088,961	125,334,877			
1 公安委員会費	13,953	14,081	△128				13,953	1 報酬 8 旅費 9 交際費 10 需用費	13,308 587 30 28	公安委員経費 5人
2 警察本部費	126,350,497	127,090,000	△739,503	95,667		財産収入 27,180 諸収入 509,367	125,718,283	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 5 災害補償費	1,806,523 50,149,449 50,479,596 19,457,026 489	給与費 121,983,207 警察官 11,601人 一般職員 1,941人 駐在所報償費 99,370 一般行政費 4,180,891 警察共済組合補助 72,120

								7 報 償 費	102,179	(公財)日本道路交通情報センター委託事業 14,909
								8 旅 費	137,718	
								9 交 際 費	1,800	
								10 需 用 費	1,733,848	
								11 役 務 費	341,251	
								12 委 託 料	59,558	
								13 使用料及び 賃 借 料	1,929,363	
								17 備品購入費	9,950	
								18 負担金、補助 及び交付金	141,747	
3 装 備 費	1,638,287	1,607,892	30,395	558,703	149,000	財産収入 7,521 諸収入 5,170	917,893	10 需 用 費	1,148,673	車両充実費 150,713 車両維持費 955,096 一般装備費 193,743 ヘリコプター活動経費 338,735
								11 役 務 費	129,888	
								12 委 託 料	7,887	

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
4 警察施設費							13 使用料及び賃借料	127,124		
							17 備品購入費	180,137		
							18 負担金、補助及び交付金	5,155		
							26 公 課 費	39,423		
	3,789,187	3,466,559	322,628		2,004,000	使用料及び手数料 24,902	10 需用費	248,427	交番、駐在所建設費 8,502	
						財産収入 796,792	11 役 務 費	37,135	越谷警察署庁舎設計費 317,185	
						諸収入 1,192	12 委 託 料	977,322	高齢者講習施設庁舎設計費 141,702	
							13 使用料及び賃借料	799,889	警察施設整備費 737,673	
							14 工事請負費	1,706,508	警察本部通信指令室移転改修事業費(継続事業第2年次支出額)	
							17 備品購入費	19,692	81,984	

5 運転免許費								18 負担金、補助及び交付金	214	警察施設維持管理費 1,824,667
										警察共済組合不動産投資施設事業償還金 677,474
	3,406,089	3,227,754	178,335	3,047		使用料及び手数料 5,716,837	△2,313,795	7 報 償 費	70	運転免許試験費 3,396,475
								10 需 用 費	830,304	初心運転者等対策費 9,614
								11 役 務 費	126,567	
								12 委 託 料	2,019,523	
								13 使用料及び賃借料	423,154	
								17 備品購入費	4,444	
								18 負担金、補助及び交付金	582	
								26 公 課 費	1,445	
6 恩給及び退職年金費	36,242	37,187	△945				36,242	6 恩給及び退職年金	36,242	

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
2 警察活動費	13,906,931	11,887,703	2,019,228	1,473,814	3,622,000	3,031,587	5,779,530			
1 警察活動費	13,906,931	11,887,703	2,019,228	1,473,814	3,622,000	使用料及び 手数料 2,378,322 諸収入 653,265	5,779,530	1 報 酬 7 報 償 費 8 旅 費 10 需 用 費 11 役 務 費 12 委 託 料 13 使用料及び 賃 借 料 14 工事請負費 17 備品購入費	3,399 145,530 203,677 1,181,654 1,921,897 3,181,592 1,846,326 5,314,401 94,107	一般活動費 2,549,358 地域防犯活動推進費 155,647 少年非行防止推進費 30,075 被害者支援推進経費 14,061 刑事警察活動費 1,543,985 交通安全施設整備費 5,384,561 交通安全施設維持管理 費 2,310,072 自動車保管場所対策費 559,363 交通指導取締関係諸費 1,020,439

								18 負担金、補助 及び交付金	13,018	道路交通法に基づく行 政処分者講習費 237,449
								21 補償、補填 及び賠償金	1,000	交通安全意識高揚経費 99,251
								22 償還金、利子 及び割引料	330	(一財)埼玉県交通安 全協会補助 2,670
計	149,141,186	147,331,176	1,810,010	2,131,231	5,775,000	10,120,548	131,114,407			

(款) 10 教育費

(単位 千円)

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 教育総務費	50,171,959	50,840,071	△668,112	671,536	7,555,000	668,734	41,276,689			
1 教育委員会費	17,031	16,451	580				17,031	1 報酬 7 報償費 8 旅費 9 交際費 10 需用費 13 使用料及び賃借料 18 負担金、補助及び交付金	12,900 5 1,097 130 205 711 1,983	(総務課) 教育委員経費 5人
2 事務局費	6,890,941	6,654,123	236,818	315,213		諸収入 147,505	6,428,223	1 報酬 2 給料	1,864,094 1,683,592	(事務局共通) 特別職給与費 1人 18,671

								3 職員手当等	1,799,924	一般職給与費 2,815人 6,312,001
								4 共 済 費	870,885	事務局経費 511,219 (総務課)
								7 報 償 費	10,674	教育関係表彰費 2,141
								8 旅 費	146,280	教育情報番組制作放送 費 7,938
								9 交 際 費	150	(教育政策課、県立学 校人事課)
								10 需 用 費	300,482	教育行政企画費 26,660
								11 役 務 費	45,350	(教育政策課)
								12 委 託 料	30,047	教育調査統計費 879
								13 使用料及び 賃 借 料	131,999	(財務課) 公立文教施設指導費 1,425
								17 備品購入費	6,357	(県立学校人事課、高 校教育指導課、魅力あ る高校づくり課、生涯 学習推進課)
								18 負担金、補助 及び交付金	679	
								26 公 課 費	428	

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
3 教 人 職 事 員 費									学校教育改革推進費 10,007	
	32,056,057	34,244,406	△2,188,349	56,109	35,000	52,964	31,828,129	3 職 員 手 当 等	30,794,927	(総務課、県立学校人事課、小中学校人事課、教職員採用課)
						83,299		4 共 済 費	383,886	教職員人事事務費 37,155
						556		7 報 償 費	14,790	(財務課)
								8 旅 費	3,852	公務災害補償基金負担金 383,886
								10 需 用 費	27,727	(教職員課、教職員採用課)
								11 役 務 費	8,950	教職員給与等管理事務費 52,796
								12 委 託 料	188,652	(教職員課)
								13 使 用 料 及 び 賃 借 料	63,180	教職員退職手当 30,794,927
								14 工 事 請 負 費	51,330	(福利課)

								18 負担金、補助 及び交付金	518,763	教職員住宅等管理費 77,483 教職員厚生費 340,386 (県立学校人事課) 教職員人事給与情報管 理システム推進費 10,836 県立学校総務事務シス テム推進費 185,000 (小中学校人事課) 義務教育学校管理指導 費 3,938 外部人材配置費 169,650
4 教育連絡 調整費	1,100,632	1,100,098	534	145,293		使用料及び 手数料 16,081 諸収入 5,676	933,582	1 報 酬 3 職員手当等 4 共 済 費 7 報 償 費	12,620 914 84 144,277	(財務課) 被災児童生徒就学等支 援費 9,843 (高校教育指導課、義 務教育指導課) 教育課程推進費 11,633

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
							8 旅 費	32,942	国際理解教育推進費 88,303	
							10 需 用 費	43,562	教員研修費 12,658 指導内容研究推進費 293,585	
							11 役 務 費	18,284	(高校教育指導課)	
							12 委 託 料	391,118	地方産業教育審議会費 381	
							13 使 用 料 及 び 賃 借 料	12,336	進路指導推進費 113,080	
							17 備 品 購 入 費	21,030	指導内容充実費 100,868	
							18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	420,288	教育振興団体補助 1,190	
							22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	3,177	(生徒指導課) いじめ・不登校総合対 策費 325,486 非行防止対策費 30,439	

										(保健体育課、小中学校人事課)
										学校教育総合支援事業費 46,351
										(特別支援教育課)
										特別支援教育推進費 28,107
										障害児就学支援費 627
										就学奨励費 185
										(小中学校人事課)
										市町村教育委員会指導費 497
										市町村教育委員会連合会補助 420
										(義務教育指導課)
										情操教育関係事業費 1,943
										教科用図書選定費 4,804
										道徳教育推進費 17,982

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
5 教育センター費	157,257	157,048	209	5,898		使用料及び 手数料 413 財産収入 10,585 諸収入 10,072	130,289	7 報 償 費	7,357	(生涯学習推進課) 教育ふれあい推進事業費 693 (人権教育課) 生徒進路保障対策費 3,177 人権教育推進費 7,210 児童虐待防止事業費 1,170
								8 旅 費	64,803	
								10 需 用 費	5,100	
								11 役 務 費	6,174	
								12 委 託 料	24,668	(高校教育指導課) 総合教育センター費

								13 使用料及び賃借料	44,942	
								17 備品購入費	4,000	
								18 負担金、補助及び交付金	168	
								26 公 課 費	45	
6 恩給及び退職年金費	24,719	27,713	△2,994				24,719	6 恩給及び退職年金	24,719	(福利課)
7 教育財産管理費	9,925,322	8,640,232	1,285,090	149,023	7,520,000	使用料及び手数料 11,592 財産収入 288,606 寄附金 32,618 繰入金 6,602 諸収入 2,165	1,914,716	7 報 償 費 8 旅 費 10 需 用 費 11 役 務 費 12 委 託 料 13 使用料及び賃借料 14 工事請負費	80 3,411 613,821 34,452 1,546,374 1,945 7,665,682	(財務課) 県立学校建物等維持管理費 2,227,052 快適ハイスクール施設整備費 4,699,203 県立学校大規模改修費 1,757,357 県立学校体育館整備費 343,028 県立高等学校防音校舎空調設備設置費(令和3年度着工分・継続事業第1年次支出額) 132,120

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
									17 備品購入費 9,016 教育関係庁舎建物等維持管理費 691,651 18 負担金、補助及び交付金 7,978 教育環境整備基金積立金 42,563 24 積立金 42,563 (魅力ある高校づくり課) 県立高等学校再編整備費 32,348	
2 小学校費	138,328,611	137,814,089	514,522	34,615,507		118,333	103,594,771			
1 教職員費	138,328,611	137,814,089	514,522	34,615,507		諸収入 118,333	103,594,771	2 給料 71,084,333 (財務課) 3 職員手当等 42,992,093 給与費 17,962人 (内休職者等111人、 産休代替者164人を 含む) 137,861,963 4 共済費 23,785,537 旅費 466,648 8 旅費 466,648		
3 中学校費	83,095,512	82,990,759	104,753	20,590,132		53,368	62,452,012			

1 教職員費	83,084,778	82,980,025	104,753	20,590,132		諸収入 52,488	62,442,158	2 給料	41,728,462	(財務課)
								3 職員手当等	26,831,925	給与費 10,457人 (内休職者等63人、 産休代替者61人を 含む) 82,572,611
								4 共済費	14,012,224	旅費 512,167
								8 旅費	512,167	
2 学校管理費	10,734	10,734	0			使用料及び 手数料 880	9,854	7 報償費	500	(財務課)
								9 交際費	30	中学校管理費 10,242
								10 需用費	8,520	(高校教育指導課)
								11 役務費	596	中学校入学志願者選考 費 492
								12 委託料	132	
								13 使用料及び 賃借料	426	
								17 備品購入費	500	
								18 負担金、補助 及び交付金	30	

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
4 高等学校費	100,239,306	101,767,287	△1,527,981	11,645,314	1,085,000	12,842,023	74,666,969			
1 高等学校 総務費	79,222,189	80,806,212	△1,584,023	382		使用料及び 手数料 12,347,152 諸収入 233,546	66,641,109	1 報 酬 2 給 料 3 職員手当等 4 共 済 費 7 報 償 費 8 旅 費 10 需 用 費 11 役 務 費 12 委 託 料	992,488 39,582,460 25,165,859 12,753,203 16,712 664,092 33,355 5,326 1,573	(財務課) 全日制高等学校 給与費 10,468人 (内休職者等46人、 産休代替者35人を 含む) 71,109,752 旅費 539,345 定時制高等学校 給与費 805人 6,945,486 旅費 37,856 通信制高等学校 給与費 59人 521,706 旅費 3,732 (県立学校人事課) 外部人材配置費 16,052

2 高等学校 管理費								13 使用料及び 賃借料	7,121	(高校教育指導課) 高等学校入学志願者選 考費 48,260
	4,677,614	4,835,698	△158,084	236,710		使用料及び 手数料 225,316 財産収入 28,221 繰入金 102 諸収入 2,433	4,184,832	7 報 償 費 9 交 際 費 10 需 用 費 11 役 務 費 12 委 託 料 13 使用料及び 賃借料 17 備品購入費 18 負担金、補助 及び交付金 26 公 課 費	15,872 2,240 3,161,502 322,377 933,772 46,139 182,046 12,509 1,157	(財務課、県立学校人 事課) 全日制高等学校管理費 4,387,418 (財務課、保健体育課) 定時制高等学校管理費 236,561 (財務課) 通信制高等学校管理費 53,635
3 教育振興費	15,306,805	15,455,086	△148,281	11,408,222	67,000		3,831,583	10 需 用 費	28,740	(財務課)

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
							11 役 務 費	170,224	高等学校等奨学金事業 特別会計繰出金 504,855	
							12 委 託 料	230,157	理科教育設備費 28,500	
							13 使用料及び 賃借料	1,943,266	公立学校父母負担軽減 事業費 12,339,468	
							17 備品購入費	107,846	(県立学校人事課)	
							18 負担金、補助 及び交付金	10,930,034	転編入学受入推進費 1,138	
							19 扶 助 費	1,386,755	(高校教育指導課) 産業教育設備費	
							20 貸 付 金	4,872	102,661	
							22 償還金、利子 及び割引料	56	定時制・通信制教育振 興費 4,928	
							27 繰 出 金	504,855	情報教育推進費 2,325,255	
4 学校建設費	1,032,698	670,291	362,407		1,018,000	繰入金 5,253	9,445	8 旅 費	547	(財務課、高校教育指 導課)

								10 需用費	4,077	県立高等学校エレベーター等設置費 275,199
								11 役員費	759	(財務課)
								12 委託料	116,565	県立高等学校実験実習棟改築費 513,545
								13 使用料及び賃借料	178	県立高等学校実験実習棟改築費(令和元年度着工分・継続事業第3年次支出額)
								14 工事請負費	910,572	158,662 県立高等学校実験実習棟改築費(令和3年度着工分・継続事業第1年次支出額) 58,968 (魅力ある高校づくり課) 県立児玉新校(仮称)教室棟整備費 26,324
5 特別支援学校費	46,985,141	46,032,872	952,269	6,785,557	2,734,000	68,419	37,397,165			
1 特別支援学校総務費	37,858,563	37,318,299	540,264	5,748,758		諸収入 54,722	32,055,083	1 報酬	329,823	(財務課)
								2 給料	19,224,563	

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
2 特別支援 学校管理費	1,185,342	1,171,437	13,905	56,387		使用料及び 手数料 634 財産収入 10,645 諸収入 2,418	1,115,258	3 職員手当等	11,599,166	給与費 5,400人 (内休職者等31人、 産休代替者51人を 含む) 37,665,441 旅費 185,437 (県立学校人事課) 外部人材配置費 7,685
								4 共 済 費	6,477,773	
7 報 償 費	7,640									
8 旅 費	219,553									
11 役 務 費	45									
								7 報 償 費	5,184	(財務課、県立学校人 事課)
								9 交 際 費	990	特別支援学校管理費
								10 需 用 費	749,771	
								11 役 務 費	74,010	
								12 委 託 料	261,292	

3 特別支援 教育振興費								13 使用料及び 賃借料	15,023	
								17 備品購入費	39,876	
								18 負担金、補助 及び交付金	39,132	
								26 公 課 費	64	
	5,155,334	4,112,687	1,042,647	980,412			4,174,922	7 報 償 費	9,916	(保健体育課、特別支 援教育課)
								8 旅 費	6,205	ゆとりある障害児教育 推進事業費 929,855
								10 需 用 費	136,335	(特別支援教育課) 就学奨励費 1,001,607
								11 役 務 費	5,334	スクールバス運行費 3,214,014
								12 委 託 料	3,814,319	就労支援推進事業費 9,858
								13 使用料及び 賃借料	118,449	
							17 備品購入費	68,310		
							18 負担金、補助 及び交付金	236		

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国庫支出金	地方債	その他					
4 特別支援 学校施設費								19 扶助費	996,230		
	2,785,902	3,430,449	△644,547		2,734,000		51,902	8 旅費	1,074	(財務課)	
									10 需用費	1,500	県立特別支援学校教室 不足対策費 1,110,868
									11 役員費	2,216	県東部地域特別支援学 校(仮称)校舎整備費 (継続事業第2年次支 出額) 1,675,034
									12 委託料	189,485	
									13 使用料及び 賃借料	167	
									14 工事請負費	2,591,460	
6 大学費	2,432,184	3,149,042	△716,858		312,000		2,120,184				
1 県立大学費	2,432,184	3,149,042	△716,858		312,000		2,120,184	1 報酬	414	(保健医療政策課)	
								4 共済費	86,750	公立大学法人埼玉県立 大学管理費 87,498	

								8 旅 費	242	公立大学法人埼玉県立 大学運営費 2,344,686
								13 使用料及び 賃借料	72	
								18 負担金、補助 及び交付金	2,344,706	
7 私立学校費	60,987,958	62,178,970	△1,191,012	16,708,440		1,172	44,278,346			
1 私立学校等 振興費	60,987,958	62,178,970	△1,191,012	16,708,440		諸収入 1,172	44,278,346	1 報 酬	1,865	(学事課)
								7 報 償 費	147	私立学校指導調査費 1,545
								8 旅 費	606	私立学校審議会費 2,501
								10 需 用 費	5,626	学校法人等助成費 34,653,741
								11 役 務 費	2,716	私立学校父母負担軽減 事業補助 23,641,003
								12 委 託 料	40,998	私立幼稚園等特別支援 教育費補助 824,180
								13 使用料及び 賃借料	2,217	私立幼稚園等新規採用 教員研修促進事業費補 助 3,615
								18 負担金、補助 及び交付金	60,151,773	子育て活動支援事業補 助 5,995

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
							19 扶 助 費	782,010	私立幼稚園等緊急環境整備費補助 339,708 私立学校振興資金融資貸付金利子補助 16,860 私立学校教育研究費補助 1,760 埼玉県私立短期大学協会補助 390 私立学校教職員福利厚生費補助 1,496,243 私立学校人権教育推進費 417	
8 社会教育費	4,497,239	4,776,274	△279,035	187,361	3,000	132,684	4,174,194			
1 社会教育費 総務費	2,643,100	2,698,598	△55,498	5,366		諸収入 7,617	2,630,117	1 報 酬 72,316 2 給 料 1,269,158 3 職員手当等 900,924	(財務課) 給与費 408人	

								4 共 済 費	393,548	
								8 旅 費	7,154	
2 社会教育 振興費	436,889	472,209	△35,320	168,941		使用料及び 手数料 688 諸収入 1,872	265,388	1 報 酬	1,173	(義務教育指導課、生涯学習推進課)
								7 報 償 費	8,482	青少年教育振興費 335,253
								8 旅 費	487	(生涯学習推進課、文化資源課)
								10 需 用 費	11,774	社会教育振興費 67,191
								11 役 務 費	5,252	社会教育団体補助 8,440
								12 委 託 料	29,441	(生涯学習推進課)
								13 使用料及び 賃 借 料	26,730	成人教育振興費 3,359
								18 負担金、補助 及び交付金	353,550	生涯学習推進事業費 7,177 (文化資源課)
										さいたま芸術文化祭開催費 11,709 (人権教育課)

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
3 文 化 財 保 護 費									人権教育推進費 3,760	
	315,291	314,452	839	10,713	3,000	使用料及び 手数料 9,305 財産収入 258	292,015	1 報 酬 7 報 償 費 8 旅 費 10 需 用 費 11 役 務 費 12 委 託 料 13 使用料及び 賃 借 料 14 工 事 請 負 費 18 負担金、補助 及び交付金	1,520 3,724 1,744 8,951 2,167 142,461 5,522 6,024 143,171	(文化資源課) 文化財管理指導費 58,132 文化財調査費 8,714 美術刀剣類登録審査費 416 文化財保護事業補助 141,260 埼玉古墳群整備費 106,209 文化財保護団体補助 560

4 社会教育 施設費	584,247	749,078	△164,831	1,531		使用料及び 手数料 13,590 財産収入 2,689 諸収入 642	565,795	26 公 課 費	7	
								1 報 酬	621	(生涯学習推進課)
								7 報 償 費	6,971	熊谷図書館費 65,380
								8 旅 費	1,090	久喜図書館費 26,945
								10 需 用 費	71,718	げんきプラザ費 348,474
								11 役 務 費	3,945	(文化資源課)
								12 委 託 料	482,162	さいたま文学館費 122,800
								13 使用料及び 賃 借 料	15,748	文書館費 20,648
								17 備品購入費	1,347	
								18 負担金、補助 及び交付金	566	
								26 公 課 費	79	
5 博物館費	383,614	399,088	△15,474	810			338,398	1 報 酬	552	(文化資源課)

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
6 美術館費	134,098	142,849	△8,751			使用料及び 手数料 26,627		7 報 償 費	3,222	歴史と民俗の博物館費 89,502 史跡の博物館費 38,855 自然と川の博物館費 255,257
						財産収入 12,433		8 旅 費	2,885	
						諸収入 5,346		10 需 用 費	26,321	
								11 役 務 費	11,625	
								12 委 託 料	328,953	
								13 使用料及び 賃 借 料	1,833	
								17 備品購入費	7,524	
								18 負担金、補助 及び交付金	552	
						26 公 課 費	147			
6 美術館費	134,098	142,849	△8,751				82,481	1 報 酬	1,940	(文化資源課)

						使用料及び 手数料 44,425		4 共 済 費	9	運営費	70,507
						財産収入 6,215		7 報 償 費	2,265	企画展開催費	63,540
						諸収入 977		8 旅 費	2,954	美術作品取得費	51
								10 需 用 費	19,416		
								11 役 務 費	4,891		
								12 委 託 料	65,671		
								13 使用料及び 賃 借 料	2,698		
								17 備品購入費	396		
								18 負担金、補助 及び交付金	33,799		
								26 公 課 費	8		
								27 繰 出 金	51		
9 保健体育費	1,287,480	1,266,760	20,720	24,878		211,962	1,050,640				

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
1 保健体育 総務費	268,337	261,784	6,553			諸収入 1,313	267,024	1 報酬 29,027 2 給料 101,445 3 職員手当等 97,150 4 共済費 36,029 8 旅費 4,686	(財務課) 給与費 55人	
2 学校保健 連絡調整費	953,682	924,716	28,966	19,805		諸収入 201,224	732,653	1 報酬 264,181 7 報償費 11,028 8 旅費 1,933 10 需用費 9,281 11 役務費 59,907	(福利課) 教職員健康診断費 211,297 (保健体育課) 学校保健推進費 409,571 学校安全管理強化費 253,174	

								12 委託料	343,169	学校給食中毒等事故 防止対策費 11,260
								13 使用料及び 賃借料	3,391	学校環境整備推進費 51,583
								18 負担金、補助 及び交付金	260,504	登下校安全対策推進費 4,897
								19 扶助費	288	学校保健関係団体補助 1,450 (義務教育指導課) 新型コロナウイルス感 染症対策事業費 10,450
3 体育振興費	65,461	80,260	△14,799	5,073	使用料及び 手数料 6,435 繰入金 2,990	50,963	7 報償費	14,560	(保健体育課) 学校体育振興費 63,374	
							8 旅費	1,079	社会体育振興費 2,087	
							10 需用費	2,361		
							11 役務費	2,047		
							12 委託料	4,986		
							13 使用料及び 賃借料	1,037		

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
								17 備品購入費	2,990	
								18 負担金、補助及び交付金	36,401	
計	488,025,390	490,816,124	△2,790,734	91,228,725	11,689,000	14,096,695	371,010,970			

(款) 11 災害復旧費

(単位 千円)

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
農林水産 1 施設 災害復旧費	1,220,621	1,385,261	△164,640	1,175,594	35,000		10,027			
1 林道災害 復旧費	618,760	140,270	478,490	573,733	35,000		10,027	11 役務費 50 12 委託料 7,454 14 工事請負費 611,256	(森づくり課) 森林管理道災害復旧対 応事業費 30,000 森林管理道災害復旧対 応事業費(過年度分) 588,760	
2 耕地災害 復旧費	601,861	1,244,991	△643,130	601,861				18 負担金、補助 及び交付金 601,861	(農村整備課) 農地・農業用施設災害 復旧対応事業費(過年 度分)	
2 土木施設 災害復旧費	4,092,407	2,000,050	2,092,357	2,276,383	1,723,000	80,000	13,024			
1 土木災害 復旧費	2,486,407	2,000,050	486,357	1,525,050	950,000		11,357	8 旅費 50 12 委託料 5,000 14 工事請負費 2,481,357	(河川砂防課) 公共土木施設災害復旧 市町村指導監督事務費 50	

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
2 都市災害復旧費									公共土木施設災害復旧 対応事業費 2,000,000	
	1,606,000		1,606,000	751,333	773,000	諸収入 80,000	1,667	12 委託料 13 使用料及び 賃借料 14 工事請負費 16 公有財産 購入費 21 補償、補填 及び賠償金	45,000 1,000 1,526,000 25,000 9,000	(公園スタジアム課) 都市施設災害復旧対応 事業費(過年度分)
計	5,313,028	3,385,311	1,927,717	3,451,977	1,758,000	80,000	23,051			

(款) 12 公債費

(単位 千円)

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
1 公債費	281,951,115	267,597,481	14,353,634			44,299,629	237,651,486			
1 元 金	248,894,557	232,839,884	16,054,673			財産収入 2,538,215	204,612,386	22 償還金、利子 及び割引料	79,888,557	(財政課) 元金償還金
						繰入金 39,600,000		27 繰 出 金	169,006,000	
						諸収入 2,143,956				
2 利 子	30,849,171	32,868,854	△2,019,683			諸収入 17,458	30,831,713	22 償還金、利子 及び割引料	6,649,418	(財政課) 長期借入金利子 30,729,171
								27 繰 出 金	24,199,753	一時借入金利子 120,000
3 公債諸費	2,207,387	1,888,743	318,644				2,207,387	8 旅 費	449	(財政課) 県債取扱手数料 2,200,866
								10 需 用 費	1,157	事務費 6,521
								11 役 務 費	1,425,360	

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
								12 委 託 料 3,410		
								13 使用料及び 賃 借 料 1,061		
								18 負担金、補助 及び交付金 104		
								27 繰 出 金 775,846		
計	281,951,115	267,597,481	14,353,634			44,299,629	237,651,486			

(款) 13 諸 支 出 金

(単位 千円)

項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他				
1 公 営 企 業 支 出 金	13,306,168	12,602,972	703,196		2,630,000		10,676,168			
1 公 営 企 業 支 出 金	13,306,168	12,602,972	703,196		2,630,000		10,676,168	18 負担金、補助 及び交付金 7,171,551 23 投 資 及 び 出 資 金 4,570,116 27 繰 出 金 1,564,501	(企業局) 工業用水道事業会計補 助 1,704 水道用水供給事業会計 出資金 4,356,434 水道用水供給事業会計 補助 469,592 地域整備事業会計繰出 金 1,564,501 地域整備事業会計補助 2,988 (下水道局) 流域下水道事業会計支 出金 6,910,949	
2 地 方 消 費 税 清 算 金	138,991,000	132,404,000	6,587,000				138,991,000			
1 地 方 消 費 税 清 算 金	138,991,000	132,404,000	6,587,000				138,991,000		(税務課)	

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
							22 償還金、利子及び割引料	138,991,000	地方消費税清算金	
3 所得割金 交付	363,000	315,000	48,000					363,000		
1 所得割金 交付	363,000	315,000	48,000				18 負担金、補助及び交付金	363,000	(税務課) 県民税所得割指定都市交付金	
4 利子割金 交付	806,000	700,000	106,000					806,000		
1 利子割金 交付	806,000	700,000	106,000				18 負担金、補助及び交付金	806,000	(税務課) 県民税利子割市町村交付金	
5 配当割金 交付	5,189,000	5,103,000	86,000					5,189,000		
1 配当割金 交付	5,189,000	5,103,000	86,000				18 負担金、補助及び交付金	5,189,000	(税務課) 県民税配当割市町村交付金	
6 株式等 譲渡所得割金 交付	5,616,000	3,048,000	2,568,000					5,616,000		

株式等 1 譲渡所得割 交付金	5,616,000	3,048,000	2,568,000				5,616,000	18 負担金、補助 及び交付金	5,616,000	(税務課) 県民税株式等譲渡所得 割市町村交付金
7 法人事業税 交付金	9,796,000	7,121,000	2,675,000				9,796,000			
1 法人事業税 交付金	9,796,000	7,121,000	2,675,000				9,796,000	18 負担金、補助 及び交付金	9,796,000	(税務課) 法人事業税市町村交付 金
8 地方消費税 交付金	155,731,000	158,699,000	△2,968,000				155,731,000			
1 地方消費税 交付金	155,731,000	158,699,000	△2,968,000				155,731,000	18 負担金、補助 及び交付金	155,731,000	(税務課) 地方消費税市町村交付 金
9 ゴルフ場利用 税交付金	1,477,000	1,512,000	△35,000				1,477,000			
1 ゴルフ場利 用税交付金	1,477,000	1,512,000	△35,000				1,477,000	18 負担金、補助 及び交付金	1,477,000	(税務課) ゴルフ場利用税市町村 交付金
10 自動車取得 税交付金	1,000	1,000	0				1,000			
1 自動車取得 税交付金	1,000	1,000	0				1,000	18 負担金、補助 及び交付金	1,000	(税務課)

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
									自動車取得税市町村交付金	
11 軽油引取税交付金	7,017,000	7,017,000	0				7,017,000			
1 軽油引取税交付金	7,017,000	7,017,000	0				7,017,000	18 負担金、補助及び交付金	7,017,000	(税務課) 軽油引取税指定市交付金
12 環境性能割交付金	3,202,000	2,733,000	469,000				3,202,000			
1 環境性能割交付金	3,202,000	2,733,000	469,000				3,202,000	18 負担金、補助及び交付金	3,202,000	(税務課) 自動車税環境性能割市町村交付金
13 利子割金 精算金	1,000	1,000	0				1,000			
1 利子割金 精算金	1,000	1,000	0				1,000	22 償還金、利子及び割引料	1,000	(税務課) 県民税利子割精算金
計	341,496,168	331,256,972	10,239,196		2,630,000		338,866,168			

(款) 14 予備費

(単位 千円)

項目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
1 予備費	1,000,000	500,000	500,000				1,000,000			
1 予備費	1,000,000	500,000	500,000				1,000,000			
計	1,000,000	500,000	500,000				1,000,000			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当(千円) 年間支給率 (月分)	地 域 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
本 年 度	長 等	4		57,864	16,526 (3.35)		8,381	82,771	10,427	93,198	
	議 員	93	1,046,616		423,662 (3.35)			1,470,278	131,445	1,601,723	
	その他の 特別職	59	105,588	37,236	15,075 (3.35)	1,313	961	160,173	9,670	169,843	
	計	156	1,152,204	95,100	455,263	1,313	9,342	1,713,222	151,542	1,864,764	
前 年 度	長 等	4		57,864	23,773 (3.4)		50,317	131,954	10,821	142,775	
	議 員	93	1,046,616		429,985 (3.4)			1,476,601	134,213	1,610,814	
	その他の 特別職	59	105,588	37,236	15,299 (3.4)	1,313	782	160,218	10,414	170,632	
	計	156	1,152,204	95,100	469,057	1,313	51,099	1,768,773	155,448	1,924,221	
比 較	長 等	0		0	△ 7,247 (△ 0.05)		△ 41,936	△ 49,183	△ 394	△ 49,577	
	議 員	0	0		△ 6,323 (△ 0.05)			△ 6,323	△ 2,768	△ 9,091	
	その他の 特別職	0	0	0	△ 224 (△ 0.05)	0	179	△ 45	△ 744	△ 789	
	計	0	0	0	△ 13,794	0	△ 41,757	△ 55,551	△ 3,906	△ 59,457	

2 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(8,382) 62,157	7,372,156	252,744,296	213,739,354	473,855,806	89,130,074	562,985,880	
前 年 度	(8,479) 61,903	7,450,895	253,861,043	217,967,691	479,279,629	90,348,433	569,628,062	
比 較	(△ 97) 254	△ 78,739	△ 1,116,747	△ 4,228,337	△ 5,423,823	△ 1,218,359	△ 6,642,182	

※ ()内は短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員について外書き

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	本 年 度	5,126,452	22,261,453	3,300,452	141,011	6,213,324	40,492	3,758,255
	前 年 度	5,072,110	22,342,131	3,195,283	140,831	6,093,850	40,372	3,494,476
	比 較	54,342	△ 80,678	105,169	180	119,474	120	263,779
	区 分	時 間 外 勤 務 等 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 ・ 勤 勉 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	定 時 制 通 信 教 育 手 当 (千円)
	本 年 度	13,100,895	1,300,736	107,485	3,264,166	109,674,555	2,548,081	173,587
	前 年 度	13,101,629	1,290,431	107,510	3,266,246	110,405,927	2,538,481	171,382
	比 較	△ 734	10,305	△ 25	△ 2,080	△ 731,372	9,600	2,205
	区 分	産 業 教 育 手 当 (千円)	農 林 業 普 及 指 導 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)				
	本 年 度	227,524	28,785	42,472,101				
	前 年 度	227,430	27,774	46,451,828				
	比 較	94	1,011	△ 3,979,727				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(1,242) 62,157		252,744,296	212,177,600	464,921,896	87,024,808	551,946,704	
前 年 度	(1,406) 61,903		253,861,043	216,954,742	470,815,785	88,334,748	559,150,533	
比 較	(△ 164) 254		△ 1,116,747	△ 4,777,142	△ 5,893,889	△ 1,309,940	△ 7,203,829	

※ ()内は短時間勤務職員について外書き

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	本 年 度	5,126,452	22,261,453	3,300,452	141,011	6,213,324	40,492	3,758,255
	前 年 度	5,072,110	22,342,131	3,195,283	140,831	6,093,850	40,372	3,494,476
	比 較	54,342	△ 80,678	105,169	180	119,474	120	263,779
	区 分	時 間 外 勤 務 等 手 当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 ・ 勤 勉 手 当 (千円)	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (千円)	定 時 制 通 信 教 育 手 当 (千円)
	本 年 度	13,100,895	1,300,736	107,485	3,264,166	108,112,801	2,548,081	173,587
	前 年 度	13,101,629	1,290,431	107,510	3,266,246	109,392,978	2,538,481	171,382
	比 較	△ 734	10,305	△ 25	△ 2,080	△ 1,280,177	9,600	2,205
	区 分	産 業 教 育 手 当 (千円)	農 林 業 普 及 指 導 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)				
	本 年 度	227,524	28,785	42,472,101				
	前 年 度	227,430	27,774	46,451,828				
	比 較	94	1,011	△ 3,979,727				

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(7,140)	7,372,156		1,561,754	8,933,910	2,105,266	11,039,176	
前 年 度	(7,073)	7,450,895		1,012,949	8,463,844	2,013,685	10,477,529	
比 較	(67)	△ 78,739		548,805	470,066	91,581	561,647	

※ ()内は地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員について外書き

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)
	本 年 度	1,561,754
	前 年 度	1,012,949
	比 較	548,805

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考							
給 料	△ 1,116,747	昇給に伴う増加分	3,023,931	$\left[\begin{array}{c} \text{号 給 数 別} \\ \text{平 均 間 差 額} \end{array} \right]$ $\times \left[\begin{array}{c} \text{号給数別の給料月額} \\ \text{が増加する職員数} \end{array} \right]$ $\times 12\text{月}$	昇給日 4月1日							
		その他の増減分	△ 4,140,678			新陳代謝等に伴う増減分	採用・退職の状況 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">採用 (人)</td> <td style="text-align: center;">退職 (人)</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: center;">2,459</td> <td style="text-align: center;">2,364</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: center;">2,557</td> <td style="text-align: center;">2,346</td> </tr> </table>		採用 (人)	退職 (人)	令和元年度	2,459
	採用 (人)	退職 (人)										
令和元年度	2,459	2,364										
令和2年度	2,557	2,346										
職員手当	△ 4,228,337	その他の増減分	△ 4,228,337									

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	技 能 職
令和3年1月1日現在	平均給料月額(円)	326,511	331,109	349,349	335,234	341,052
	平均給与月額(円)	417,909	456,027	412,221	397,279	391,631
	平均年齢(歳)	43.7	38.5	44.4	41.4	56.7
令和2年1月1日現在	平均給料月額(円)	323,847	325,292	360,643	341,617	353,893
	平均給与月額(円)	415,789	462,715	431,172	408,699	418,705
	平均年齢(歳)	43.6	38.3	44.2	41.4	56.3

イ 初任給

区 分	行政職 (円)	公安職 (円)	教育職(1) (円)	教育職(2) (円)	技能職 (円)	国 の 制 度				
						行政職(一) (円)	公安職(一) (円)	(相当する俸給表なし)		行政職(二) (円)
高 校 卒	157,333	193,594			159,872	150,600	173,400			147,900
大 学 卒	191,664	222,135	214,111	214,111		総合職(大卒)	186,700	総合職(大卒)	214,400	
						一般職(大卒)	182,200	一般職(大卒)	211,400	

ウ 級別職員数

区 分		行 政 職		公 安 職		研 究 職		医 療 職 (1)		医 療 職 (2)		医 療 職 (3)	
		職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
現 在 令和3年1月1日	1 級	(2) 935	(1.1) 10.9	() 631	() 5.4	() 67	() 21.3	() 14	() 25.9	() 3	() 0.9	() 25	() 11.5
	2 級	(142) 1,456	(80.2) 17.0	() 1,106	() 9.5	(7) 67	(100.0) 21.3	() 14	() 25.9	() 42	() 12.0	() 25	() 11.5
	特 2 級												
	3 級	(33) 1,493	(18.7) 17.5	() 2,767	() 23.7	() 190	() 60.3	() 18	() 33.4	(8) 78	(100.0) 22.2	(2) 70	(100.0) 32.1
	4 級	() 2,476	() 29.0	() 4,306	() 36.9	() 55	() 17.5	() 8	() 14.8	() 70	() 19.9	() 33	() 15.1
	5 級	() 997	() 11.7	() 1,696	() 14.5	() 3	() 0.9			() 98	() 27.9	() 68	() 31.2
	6 級	() 750	() 8.8	() 565	() 4.9					() 53	() 15.1	() 22	() 10.1
	7 級	() 329	() 3.8	() 385	() 3.3					() 7	() 2.0		
	8 級	() 84	() 1.0	() 150	() 1.3								
	9 級	() 13	() 0.1	() 58	() 0.5								
	10 級	() 16	() 0.2										
	計	(177) 8,549	(100.0) 100.0	() 11,664	() 100.0	(7) 315	(100.0) 100.0	() 54	() 100.0	(8) 351	(100.0) 100.0	(2) 218	(100.0) 100.0

区 分		行 政 職		公 安 職		研 究 職		医 療 職 (1)		医 療 職 (2)		医 療 職 (3)	
		職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
現 在 令和2年1月1日	1 級	(5) 948	(2.4) 11.0	() 618	() 5.3			() 12	() 24.0	() 3	() 0.8		
	2 級	(167) 1,411	(81.1) 16.4	() 1,198	() 10.4	(10) 68	(100.0) 21.9	() 14	() 28.0	() 28	() 7.7	() 25	() 11.0
	特 2 級												
	3 級	(34) 1,423	(16.5) 16.6	() 2,777	() 24.0	() 191	() 61.4	() 17	() 34.0	(14) 78	(100.0) 21.5	(1) 72	(100.0) 31.6
	4 級	() 2,558	() 29.8	() 4,203	() 36.3	() 49	() 15.7	() 7	() 14.0	() 86	() 23.8	() 35	() 15.3
	5 級	() 1,033	() 12.0	() 1,662	() 14.4	() 3	() 1.0			() 102	() 28.2	() 81	() 35.5
	6 級	() 771	() 9.0	() 523	() 4.5					() 58	() 16.0	() 15	() 6.6
	7 級	() 331	() 3.9	() 383	() 3.3					() 6	() 1.7		
	8 級	() 80	() 0.9	() 147	() 1.3					() 1	() 0.3		
	9 級	() 17	() 0.2	() 57	() 0.5								
	10 級	() 17	() 0.2										
	計	(206) 8,589	(100.0) 100.0	() 11,568	() 100.0	(10) 311	(100.0) 100.0	() 50	() 100.0	(14) 362	(100.0) 100.0	(1) 228	(100.0) 100.0

区 分		教育職 (1)		教育職 (2)		学校栄養職		事務職		技能職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和3年1月1日 現在	1 級	(14) 211	(2.2) 2.0	(34) 89	(6.2) 0.4	() 3	() 4.3	(3) 156	(100.0) 15.1	() 5	() 2.3
	2 級	(603) 9,991	(95.6) 92.7	(513) 19,907	(93.8) 87.8	(2) 15	(50.0) 21.4	() 160	() 15.5	(5) 13	(100.0) 6.1
	特 2 級	() 105	() 1.0	() 517	() 2.3						
	3 級	(14) 296	(2.2) 2.7	() 1,098	() 4.8	(1) 2	(25.0) 2.9	() 266	() 25.8	() 20	() 9.3
	4 級	() 178	() 1.6	() 1,060	() 4.7	(1) 26	(25.0) 37.1	() 195	() 18.9	() 126	() 58.9
	5 級					() 24	() 34.3	() 127	() 12.3	() 50	() 23.4
	6 級							() 128	() 12.4		
	7 級										
	8 級										
	9 級										
	10 級										
	計	(631) 10,781	(100.0) 100.0	(547) 22,671	(100.0) 100.0	(4) 70	(100.0) 100.0	(3) 1,032	(100.0) 100.0	(5) 214	(100.0) 100.0

区	分	教育職 (1)		教育職 (2)		学校栄養職		事務職		技能職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和2年1月1日 現在	1 級	(8) 219	(1.2) 2.0	(26) 73	(4.9) 0.3	() 1	() 1.3	(3) 174	(100.0) 16.2	() 3	() 1.4
	2 級	(659) 10,267	(96.5) 92.8	(500) 20,861	(95.1) 88.4	(1) 12	(33.3) 15.4	() 184	() 17.1	(12) 14	(100.0) 6.4
	特 2 級	() 102	() 0.9	() 512	() 2.2						
	3 級	(16) 294	(2.3) 2.7	() 1,099	() 4.6	(2) 5	(66.7) 6.4	() 258	() 24.0	() 14	() 6.3
	4 級	() 177	() 1.6	() 1,058	() 4.5	() 31	() 39.7	() 183	() 17.0	() 150	() 68.2
	5 級					() 29	() 37.2	() 135	() 12.5	() 39	() 17.7
	6 級							() 142	() 13.2		
	7 級										
	8 級										
	9 級										
	10 級										
		計	(683) 11,059	(100.0) 100.0	(526) 23,603	(100.0) 100.0	(3) 78	(100.0) 100.0	(3) 1,076	(100.0) 100.0	(12) 220

※ ()内は短時間勤務職員について外書き

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
行 政 職	主 事 技 師	主 事 技 師	主 査 主 任	主 査	主 幹	副 課 長 主 幹	本 庁 の 課 長	本 庁 の 副 部 長	本 庁 の 部 局 長	本 庁 の 部 長

工 昇 給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種					
			行 政 職	公 安 職	教 育 職 (1)	教 育 職 (2)	技 能 職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	54,065	8,732	11,524	10,719	22,899	191	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	42,262	6,738	10,379	8,008	17,121	16	
	号給数別内訳	1 号 給 (人)	1,687	237	101	810	535	4
		2 号 給 (人)	740	96	387	60	197	
		3 号 給 (人)	274	170	86	6	11	1
		4 号 給 (人)	30,719	4,842	8,160	5,377	12,333	7
		5 号 給 (人)	3,402	1,050	13	776	1,562	1
		6 号 給 (人)	3,212	309	1,222	481	1,200	
		8 号 給 (人)	2,228	34	410	498	1,283	3
	比 率 (B) / (A) (%)	78.2	77.2	90.1	74.7	74.8	8.4	
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	53,879	8,549	11,664	10,781	22,671	214	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)	41,537	6,351	10,162	7,698	17,296	30	
	号給数別内訳	1 号 給 (人)	1,438	136	115	489	689	9
		2 号 給 (人)	851	111	452	70	218	
		3 号 給 (人)	275	173	84	6	11	1
		4 号 給 (人)	29,795	4,486	7,583	5,378	12,333	15
		5 号 給 (人)	3,368	993	35	776	1,562	2
		6 号 給 (人)	3,513	413	1,419	481	1,200	
		8 号 給 (人)	2,297	39	474	498	1,283	3
	比 率 (B) / (A) (%)	77.1	74.3	87.1	71.4	76.3	14.0	

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月 分)	職 制 上 の 段 階、 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月 分)	12 月 (月 分)			
本 年 度	(1.175) 2.225	(1.175) 2.225	(2.35) 4.45	有	
前 年 度	(1.175) 2.25	(1.175) 2.2	(2.35) 4.45	有	
国 の 制 度	(1.175) 2.225	(1.175) 2.225	(2.35) 4.45	有	

※ ()内は再任用職員

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20 年 勤 続 の 者 (月 分)	25 年 勤 続 の 者 (月 分)	35 年 勤 続 の 者 (月 分)	最 高 限 度 (月 分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置	
国 の 制 度 (支 給 率 等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置	

キ 地域手当

支給対象地域等	埼玉県（全域）	東京都（特別区）	医師等
支給率（％）	8.3	11.3	16
支給対象職員数（人） （令和3年1月1日現在）	55,758	66	54
国の指定基準に基づく 支給率（％）	16〔和光市〕、15〔さいたま市等〕、12〔東松山市等〕、10〔新座市等〕、6〔川越市等〕、3〔熊谷市等〕	20	16

ク 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種				
		行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	技能職
給料総額に対する比率（％）	1.1	0.6	2.6	0.5	0.9	0.2
支給対象職員の比率（％） （令和3年1月1日現在）	46.0	21.3	81.3	33.8	46.1	10.3
代表的な特殊勤務手当の名称	警察業務手当、教員特殊業務手当、税務手当					

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 な る	交通機関等利用者等の支給上限額を75,000円としている また、交通用具使用者の支給に係る上限額を片道75キロメートルに 相当する額とし、距離段階区分を1キロメートルごととしている

継 続 費 に 関 す る 調 書

新規設定分

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						令和元年度 未までの 支出額	令和2年度 未までの 支出 (見込)額	令和3年度 支 出 予 定 額	令和3年度 未までの 支出予定額	令和4年度 以 降 支出予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率		
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源								
					特 定 財 源											
					国庫支出金	地 方 債	そ の 他									
2 総務費	3 県民費	県立文化会館 施設整備 事業費	3	844,816		844,000		816			844,816	844,816		(%) 10.0		
			4	2,533,067		2,279,000		254,067					2,533,067			
			5	5,065,433		4,558,000		507,433						5,065,433		
			計	8,443,316		7,681,000		762,316				844,816	844,816	7,598,500	10.0	
3 民生費	2 児童 福祉費	熊谷児童相談所・ 一時保護所棟 整備費	3	629,790	154,499	474,000		1,291			629,790	629,790		33.3		
			4	1,259,052	313,681	875,000		70,371					1,259,052			
			計	1,888,842	468,180	1,349,000		71,662			629,790	629,790	1,259,052	33.3		
10 教育費	1 教育 総務費	県立高等学校 防音校舎空調 設備設置費 (令和3年度 着工分)	3	132,120	85,878	46,000		242			132,120	132,120		47.6		
			4	145,467	85,878	52,000		7,589					145,467			
			計	277,587	171,756	98,000		7,831			132,120	132,120	145,467	47.6		

款	項	事業名	全 体 計 画						令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度	令和4年度	継続費の 総額に 対する 進捗率 (%)
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				未までの 支出額	未までの 支出 (見込)額	支 出 予 定 額	未までの 支出予定額	以 降 支出予定額	
					特 定 財 源			一 般 財 源						
					国庫支出金	地 方 債	そ の 他							
	高 等 4 学校費	県立高等学校 実験実習棟 改築費(令和 3年度着工分)	3	58,968		58,000		968		58,968	58,968		30.0	
4			137,591		123,000		14,591				137,591			
計			196,559		181,000		15,559		58,968	58,968	137,591	30.0		

既設定分

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画						令和元年度 末までの 支出額	令和2年度 末までの 支出 (見込)額	令和3年度 支 出 予 定 額	令和3年度 末までの 支出予定額	令和4年度 以 降 支出予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率	
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源							
					特 定 財 源										
					国庫支出金	地 方 債	そ の 他								
3 民生費	2 児童 福祉費	熊谷児童相談所・ 一時保護所棟整 備費(解体工事)	2	69,367		69,000		367		69,367		69,367		(%)	
			3	65,000		65,000					65,000	65,000		48.4	
			計	134,367		134,000		367		69,367	65,000	134,367		100.0	
7 商工費	1 商 工 業 費	産業文化センター 施設整備事業費	2	785,318		782,000		3,318		3,152	782,166	785,318		9.6	
			3	4,066,827		3,908,000		158,827			4,066,827	4,066,827		49.9	
			4	3,305,830		2,814,000		491,830					3,305,830		
			計	8,157,975		7,504,000		653,975		3,152	4,848,993	4,852,145	3,305,830		59.5
9 警察費	1 警 察 管理費	警 察 本 部 通 信 指 令 室 移 転 改 修 事 業 費	2	81,831		80,000		1,831		81,831		81,831		50.0	
			3	81,984		81,000		984			81,984	81,984		50.0	
			計	163,815		161,000		2,815		81,831	81,984	163,815		100.0	

債務負担行為に関する調書

令和3年度に係る分

(単位 千円)

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
地方債証券の共同発行 によって生ずる連帯債 務 (令和3年度発行分)	共同発行団体による共同発行の総額から 本県の負担額を控除した額及びこれに対 する利子相当額	令和3年度から 令和13年度まで					
地方債証券の共同発行 (1年債)によって生ずる 連帯債務 (令和3年度発行分)	同 上	令和3年度から 令和4年度まで					
人事管理システム等 構築事業	184,118	令和4年度	184,118				184,118
私立学校振興資金融資 貸付金利子補助 (令和3年度融資分)	41,905	令和4年度から 令和18年度まで	41,905				41,905
私立学校振興資金融資 損失補償 (令和3年度融資分)	回収されない元本及び最終弁済期到来後 3月までの利子の合計額について、当該 貸付額の100分の10に相当する額	令和3年度以降	限度額に同 じ。				
環境創造資金利子補給 (令和3年度融資分)	59,125	令和4年度から 令和13年度まで	59,125				59,125

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
多子世帯応援クーポン事業 (令和3年度発行分)	224,375						224,375
		令 和 4 年 度	224,375				
災害拠点精神科病院整備事業	649,036			163,628	468,000		17,408
		令 和 4 年 度	649,036				
無担保無保証人資金損失補償 (平成11年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分)	県が行う無担保無保証人資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額						
		令和3年度から令和11年度まで	限度額に同じ。				
小規模事業資金損失補償 (平成18年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分)	県が行う小規模事業資金(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額						
		令和3年度から令和11年度まで	限度額に同じ。				
小規模事業資金損失補償 (令和3年度保証分)	県が行う小規模事業資金(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額						
		令和3年度から令和21年度まで	限度額に同じ。				

<p>起業家育成資金損失補償 (平成18年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分)</p>	<p>県が行う起業家育成資金(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業等関連保証を利用し無担保無保証人(法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。)で債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>						
<p>起業家育成資金損失補償 (令和3年度保証分)</p>	<p>県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証(産業競争力強化法第129条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。)を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証又は創業関連保証(産業競争力強化法第129条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業</p>						
		<p>令和3年度から令和11年度まで</p>	<p>限度額に同じ。</p>				
		<p>令和3年度から令和21年度まで</p>	<p>限度額に同じ。</p>				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	者に係るものを除く。)を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額						
経営安定資金損失補償 (平成16年度保証分・ 令和3年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付(中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額	令和3年度から 令和11年度まで	限度額に同 じ。				
経営安定資金損失補償 (平成21年度保証分・ 令和3年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円滑化関連(中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。))に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額	令和3年度から 令和11年度まで	限度額に同 じ。				
経営安定資金損失補償 (令和3年度保証分)	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付(指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。)及び知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企						

	<p>業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、大臣指定等貸付(指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。)にあつては20分の3、大臣指定等貸付(金融円滑化関連に係る貸付に限る。)にあつては10分の1、知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付に限る。)にあつては2分の1、知事指定等貸付(金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。)にあつては5分の1に相当する額</p>						
<p>経営支援特別融資損失補償 (平成16年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分)</p>	<p>県が行う経営支援特別融資(経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあつては保険金の額を控除した額に相当する額</p>						
		<p>令和3年度から令和21年度まで</p>	<p>限度額に同じ。</p>				
		<p>令和3年度から令和11年度まで</p>	<p>限度額に同じ。</p>				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
経営支援緊急融資損失補償 (平成10年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分)	県が行う経営支援緊急融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額						
		令和3年度から令和11年度まで	限度額に同じ。				
企業パワーアップ資金損失補償 (平成18年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分)	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額						
		令和3年度から令和11年度まで	限度額に同じ。				
企業パワーアップ資金損失補償 (令和3年度保証分)	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条、第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保						
		令和3年度から令和21年度まで	限度額に同じ。				

	険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては10分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の1に相当する額						
事業資金損失補償 (平成16年度保証分・ 令和3年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額	令和3年度から 令和11年度まで	限度額に同 じ。				
事業資金損失補償 (平成21年度保証分・ 令和3年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額	令和3年度から 令和11年度まで	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
借換資金損失補償 (平成21年度保証分・ 令和3年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては16分の5に相当する額						
		令和3年度から 令和11年度まで	限度額に同 じ。				
借換資金損失補償 (令和3年度保証分)	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条、第13条又は第16条の規定により支払を受けた保						

	金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては5分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の2に相当する額						
		令和3年度から令和21年度まで	限度額に同じ。				
要件緩和型経営安定資金損失補償 (平成21年度保証分・令和3年度損失補償対象期間延長分)	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額						
		令和3年度から令和11年度まで	限度額に同じ。				
要件緩和型経営安定資金損失補償 (令和3年度保証分)	同 上						
		令和3年度から令和21年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
新型コロナウイルス感染症対応資金損失補償 (令和3年度保証分)	県が行う新型コロナウイルス感染症対応資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に係る貸付にあっては5分の1、第5号の規定に係る貸付にあっては4分の1、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の2に相当する額						
		令和3年度から令和21年度まで	限度額に同じ。				
中小企業者制度融資貸付事業利子補助 (令和3年度融資分)	14,202,375					諸収入 2,631,825	11,570,550
		令和4年度から令和18年度まで	14,202,375				
勤労者支援資金損失補償 (令和3年度保証分)	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金のうち失業者の再就職支援に係る資金の元金に相当する額の100分の50の額						
		令和3年度から令和9年度まで	限度額に同じ。				

離職者等委託訓練事業 (令和3年度契約分)	747,455			747,455				
		令和4年度から 令和6年度まで	747,455					
農地利用集積事業資金 損失補償 (令和3年度融資分)	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額							
		令和3年度から 令和14年度まで	限度額に同じ。					
農業近代化資金等利子 補助 (令和3年度融資分)	99,142							99,142
		令和4年度から 令和24年度まで	99,142					
農業災害復旧経営資金 利子補助 (令和3年度融資分)	1,023							1,023
		令和4年度から 令和10年度まで	1,023					
農業災害復旧経営資金 損失補償 (令和3年度融資分)	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額							
		令和3年度から 令和10年度まで	限度額に同じ。					
埼玉県農林公社造林資金等損失補償 (令和3年度借入分)	埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額(遅延損害金を含む。)及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額							
		令和3年度から 令和54年度まで	限度額に同じ。					

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
農地防災事業	485,000			266,750	161,000	分担金及び負担金 38,800	18,450
		令 和 4 年 度	485,000				
埼玉県土地開発公社 公共用地先行取得費 等償還金 (令和3年度取得分)	1,344,556						1,344,556
		令 和 4 年 度 从 令 和 13 年 度 以 降	1,344,556				
埼玉県土地開発公社借 入金債務保証 (令和3年度借入分)	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額						
		令 和 3 年 度 以 降	限度額に同じ。				
令和3年度有料道路整備 貸付金債務保証 (令和3年度融資分)	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた政府資金のうち、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額						
		令 和 3 年 度 以 降	限度額に同じ。				
有料道路整備貸付金債 務保証 (令和3年度融資分)	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額						
		令 和 3 年 度 以 降	限度額に同じ。				

災害防除	140,000				126,000		14,000
		令和4年度	140,000				
道路改築事業	7,700,000			4,235,000	3,117,000		348,000
		令和4年度から 令和6年度まで	7,700,000				
社会資本整備総合交付 金(改築)事業	300,000			165,000	121,000		14,000
		令和4年度	300,000				
橋りょう修繕	1,173,500				1,148,000		25,500
		令和4年度	1,173,500				
橋りょう架換	300,000				270,000		30,000
		令和4年度	300,000				
排水機場等維持修繕	110,000				90,000	諸収入 9,300	10,700
		令和4年度	110,000				
河川改修	69,100				62,000		7,100
		令和4年度	69,100				
社会資本整備総合交付 金(河川)事業	1,743,200			882,960	774,000		86,240
		令和4年度	1,743,200				
街路整備	250,000				180,000	分担金及び 負担金 50,000	20,000
		令和4年度	250,000				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
社会資本整備総合交付金(街路)事業	200,000			100,000	72,000	分担金及び負担金 20,000	8,000
		令 和 4 年 度	200,000				
公園等建設	261,000			39,150	172,000		49,850
		令 和 4 年 度	261,000				
令和元年発生都市施設災害復旧事業	1,853,000			370,000	1,383,000	諸収入 80,000	20,000
		令 和 4 年 度	1,853,000				
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金 (令和3年度建設分)	1,095,918						1,095,918
		令 和 4 年 度 から 令 和 27 年 度 まで	1,095,918				
捜査管理システム構築事業	249,427						249,427
		令 和 4 年 度	249,427				
学力・学習状況調査実施事業 (令和3年度契約分)	162,549						162,549
		令 和 4 年 度	162,549				

過年度に係る分

(単位 千円)

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
地方債証券の共同発行 によって生ずる連帯債務 (平成23年度発行分)	共同発行団体による共同発行の総額から 本県の負担額を控除した額及びこれに対 する利子相当額						
		令 和 3 年 度					
同 上 (平成24年度発行分)	同 上						
		令 和 3 年 度 从 令 和 4 年 度 まで					
同 上 (平成25年度発行分)	同 上						
		令 和 3 年 度 从 令 和 5 年 度 まで					
同 上 (平成26年度発行分)	同 上						
		令 和 3 年 度 从 令 和 6 年 度 まで					
同 上 (平成27年度発行分)	同 上						
		令 和 3 年 度 从 令 和 7 年 度 まで					
同 上 (平成28年度発行分)	同 上						
		令 和 3 年 度 从 令 和 8 年 度 まで					
同 上 (平成29年度発行分)	同 上						
		令 和 3 年 度 从 令 和 9 年 度 まで					

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成30年度発行分)	同 上						
		令和3年度から 令和10年度まで					
同 上 (令和元年度発行分)	同 上						
		令和3年度から 令和11年度まで					
同 上 (令和2年度発行分)	同 上						
		令和3年度から 令和12年度まで					
東武鉄道伊勢崎線大改良工事費利子補助 (東武鉄道伊勢崎線竹ノ塚・北越谷間複々線増工事)	日本鉄道建設公団が、東武鉄道伊勢崎線竹ノ塚・北越谷間のうち、埼玉県の区域内において実施した大改良工事(複々線増工事)に係る鉄道施設を、東武鉄道株式会社が、日本鉄道建設公団法第23条第1項の規定により、同公団から25年間の年賦で譲渡を受けるに当たっての当該譲渡価格中、同公団が発行した債券(借り換え発行した債券を含む。)及び同公団が借り入れた借入金(借り換えた借入金を含む。)の利率と国が定める基準金利との差に相当する率により計算した利子相当分のうち、県が負担する額	昭和62年度から 令和2年度まで	1,142,115				
		東武鉄道株式会社が、日本鉄道建設公団に対して、譲渡代金を支払う期間	限度額に同じ。				

埼玉高速鉄道建設利子補助 (埼玉高速鉄道線鳩ヶ谷・浦和美園間建設工事)	日本鉄道建設公団が、埼玉高速鉄道線鳩ヶ谷・浦和美園間において実施した建設工事に係る鉄道施設を、埼玉高速鉄道株式会社が、日本鉄道建設公団法第23条第1項の規定により同公団から25年間の年賦で譲渡を受けるに当たっての当該譲渡価格中、同公団が発行した債券(借り換え発行した債券を含む。)及び同公団が借り入れた借入金(借り換えた借入金を含む。)の利率と国が定める基準金利との差に相当する率により計算した利子相当分のうち、県が負担する額						
		埼玉高速鉄道株式会社が、日本鉄道建設公団に対して譲渡代金を支払う期間	限度額に同じ。				
東武鉄道東上線複線建設費利子補助 (東武東上線森林公園・小川町間複線建設工事)	日本鉄道建設公団が、東武東上線森林公園・小川町間において実施した建設工事に係る鉄道施設を、東武鉄道株式会社が、日本鉄道建設公団法第23条第1項の規定により同公団から25年間の年賦で譲渡を受けるに当たっての当該譲渡価格中、同公団が発行した債券(借り換え発行した債券を含む。)及び同公団が借り入れた借入金(借り換えた借入金を含む。)の利率と国が定める基準金利との差に相当する率により計算した利子相当分のうち、県が負担する額						
		東武鉄道株式会社が、日本鉄道建設公団に対して譲渡代金を支払う期間	限度額に同じ。				
私立学校振興資金融資貸付金利子補助 (平成22年度融資分)	37,778	平成23年度から令和2年度まで	5,446				32,332
		令和3年度から令和7年度まで	32,332				
同上 (平成24年度融資分)	30,401	平成25年度から令和2年度まで	3,403				26,998
		令和3年度から令和9年度まで	26,998				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成25年度融資分)	64,194	平成26年度から 令和2年度まで	3,537				60,657
		令和3年度から 令和10年度まで	60,657				
同 上 (平成26年度融資分)	31,670	平成27年度から 令和2年度まで	7,538				24,132
		令和3年度から 令和11年度まで	24,132				
同 上 (平成28年度融資分)	8,368	平成29年度から 令和2年度まで	1,715				6,653
		令和3年度から 令和13年度まで	6,653				
同 上 (平成29年度融資分)	185,154	平成30年度から 令和2年度まで	3,646				181,508
		令和3年度から 令和14年度まで	181,508				
同 上 (平成30年度融資分)	73,554	令和元年度から 令和2年度まで	6,678				66,876
		令和3年度から 令和15年度まで	66,876				
同 上 (令和2年度融資分)	48,195						48,195
		令和3年度から 令和17年度まで	48,195				
私立学校振興資金融資 損失補償 (平成22年度融資分)	回収されない元本及び最終弁済期到来後 3月までの利子の合計額について、当該 貸付額の100分の10に相当する額						
		令和3年度以降	限度額に同 じ。				

同上 (平成24年度融資分)	同上	令和3年度以降	限度額に同じ。				
同上 (平成25年度融資分)	同上	令和3年度以降	限度額に同じ。				
同上 (平成26年度融資分)	同上	令和3年度以降	限度額に同じ。				
同上 (平成28年度融資分)	同上	令和3年度以降	限度額に同じ。				
同上 (平成29年度融資分)	同上	令和3年度以降	限度額に同じ。				
同上 (平成30年度融資分)	同上	令和3年度以降	限度額に同じ。				
同上 (令和2年度融資分)	同上	令和3年度以降	限度額に同じ。				
嵐山郷設備の省エネルギー化改修及び維持管理業務	325,770	平成23年度から令和2年度まで	203,027				122,743
		令和3年度から令和7年度まで	122,743				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
環境創造資金利子補給 (平成24年度融資分)	44,750	平成25年度から 令和2年度まで	23,673				21,077
		令和3年度から 令和4年度まで	21,077				
同 上 (平成25年度融資分)	34,250	平成26年度から 令和2年度まで	5,244				29,006
		令和3年度から 令和5年度まで	29,006				
同 上 (平成26年度融資分)	33,600	平成27年度から 令和2年度まで	7,831				25,769
		令和3年度から 令和6年度まで	25,769				
同 上 (平成27年度融資分)	33,600	平成28年度から 令和2年度まで	7,603				25,997
		令和3年度から 令和7年度まで	25,997				
同 上 (平成28年度融資分)	44,850	平成29年度から 令和2年度まで	3,565				41,285
		令和3年度から 令和8年度まで	41,285				
同 上 (平成29年度融資分)	44,650	平成30年度から 令和2年度まで	4,311				40,339
		令和3年度から 令和9年度まで	40,339				
同 上 (平成30年度融資分)	44,175	令和元年度から 令和2年度まで	10,635				33,540
		令和3年度から 令和10年度まで	33,540				

同上 (令和元年度融資分)	48,595	令和2年度	5,644				42,951
		令和3年度から 令和11年度まで	42,951				
同上 (令和2年度融資分)	59,125						59,125
		令和3年度から 令和12年度まで	59,125				
旧山西省友好記念館施設改修費等補助	42,703	令和2年度	37				42,666
		令和3年度から 令和16年度まで	42,666				
青空再生低公害車導入資金損失補償 (平成19年度保証分・平成26年度損失補償対象期間延長分)	県が行う青空再生低公害車導入資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の2分の1に相当する額						
同上 (平成23年度保証分)	同上						
		令和3年度	限度額に同じ。				
公共関与による資源循環モデル事業の施設整備及び維持管理業務	4,947,000	平成17年度から 令和2年度まで	3,052,375			財産収入 579,241	1,315,384
		令和3年度から 令和11年度まで	1,894,625				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
社会福祉・医療事業団 借入金利子補助 (平成14年度融資分)	88,667	平成15年度から 令和2年度まで	17,412				71,255
		令和3年度から 令和4年度まで	71,255				
同 上 (平成15年度融資分)	236,911	平成17年度から 令和2年度まで	16,192				220,719
		令和3年度から 令和5年度まで	220,719				
独立行政法人福祉医療 機構借入金利子補助 (平成16年度融資分)	136,558	平成18年度から 令和2年度まで	21,242				115,316
		令和3年度から 令和6年度まで	115,316				
同 上 (平成17年度融資分)	101,087	平成19年度から 令和2年度まで	53,800				47,287
		令和3年度から 令和7年度まで	47,287				
同 上 (平成18年度融資分)	85,122	平成20年度から 令和2年度まで	55,224				29,898
		令和3年度から 令和8年度まで	29,898				
同 上 (平成19年度融資分)	83,923	平成21年度から 令和2年度まで	26,386				57,537
		令和3年度から 令和9年度まで	57,537				
同 上 (平成20年度融資分)	116,074	平成21年度から 令和2年度まで	11,781				104,293
		令和3年度から 令和10年度まで	104,293				

同 上 (平成21年度融資分)	236,024	平成22年度から 令和2年度まで	11,596				224,428
		令和3年度から 令和11年度まで	224,428				
同 上 (平成22年度融資分)	344,211	平成23年度から 令和2年度まで	63,171				281,040
		令和3年度から 令和12年度まで	281,040				
同 上 (平成23年度融資分)	440,069	平成24年度から 令和2年度まで	61,132				378,937
		令和3年度から 令和13年度まで	378,937				
同 上 (平成24年度融資分)	435,888	平成25年度から 令和2年度まで	60,173				375,715
		令和3年度から 令和14年度まで	375,715				
同 上 (平成25年度融資分)	259,330	平成26年度から 令和2年度まで	37,883				221,447
		令和3年度から 令和15年度まで	221,447				
同 上 (平成26年度融資分)	253,066	平成27年度から 令和2年度まで	38,541				214,525
		令和3年度から 令和16年度まで	214,525				
同 上 (平成27年度融資分)	260,848	平成28年度から 令和2年度まで	31,052				229,796
		令和3年度から 令和17年度まで	229,796				
同 上 (平成28年度融資分)	295,260	平成29年度から 令和2年度まで	8,333				286,927
		令和3年度から 令和18年度まで	286,927				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成29年度融資分)	372,344	平成30年度から 令和2年度まで	8,629				363,715
		令和3年度から 令和19年度まで	363,715				
同 上 (平成30年度融資分)	319,147	令和元年度から 令和2年度まで	3,107				316,040
		令和3年度から 令和20年度まで	316,040				
同 上 (令和元年度融資分)	199,025	令 和 2 年 度	2,622				196,403
		令和3年度から 令和21年度まで	196,403				
老人保健施設整備利子 補助 (平成9年度融資分)	4,266,420	平成10年度から 令和2年度まで	1,447,947				2,818,473
		令和3年度から 令和4年度まで	2,818,473				
同 上 (平成10年度融資分)	1,078,175	平成11年度から 令和2年度まで	482,380				595,795
		令和3年度から 令和5年度まで	595,795				
同 上 (平成11年度融資分)	862,540	平成12年度から 令和2年度まで	352,742				509,798
		令和3年度から 令和6年度まで	509,798				
介護老人保健施設整備 利子補助 (平成12年度融資分)	762,228	平成13年度から 令和2年度まで	303,174				459,054
		令和3年度から 令和7年度まで	459,054				

同 上 (平成13年度融資分)	762,228	平成14年度から 令和2年度まで	304,056				458,172
		令和3年度から 令和8年度まで	458,172				
同 上 (平成14年度融資分)	527,898	平成15年度から 令和2年度まで	165,449				362,449
		令和3年度から 令和9年度まで	362,449				
同 上 (平成15年度融資分)	408,952	平成16年度から 令和2年度まで	289,301				119,651
		令和3年度から 令和10年度まで	119,651				
特別養護老人ホーム整備 支援融資事業損失補償 (平成16年度融資分)	回収されない元本及び最終 返済期到来後3月までの 利子の合計額						
		令和3年度以降	限度額に 同じ。				
同 上 (平成17年度融資分)	同 上						
		令和3年度以降	限度額に 同じ。				
同 上 (平成18年度融資分)	同 上						
		令和3年度以降	限度額に 同じ。				
同 上 (平成19年度融資分)	同 上						
		令和3年度以降	限度額に 同じ。				
同 上 (平成20年度融資分)	同 上						
		令和3年度以降	限度額に 同じ。				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成21年度融資分)	同 上						
		令和3年度以降	限度額に同じ。				
同 上 (平成23年度融資分)	同 上						
		令和3年度以降	限度額に同じ。				
同 上 (平成25年度融資分)	同 上						
		令和3年度以降	限度額に同じ。				
同 上 (平成26年度融資分)	同 上						
		令和3年度以降	限度額に同じ。				
山間山添い地域水道 水源開発施設整備費 償還金補助 (平成7年度借入分)	市町村(一部事務組合を含む。)が水道 水源開発を実施する場合において、国庫 補助の対象となった水道水源開発施設の 建設費の企業債に係る元利償還金(水資 源開発公団への割賦金を含む。)の3分 の2に相当する額	平成8年度から 令和2年度まで	38,795				
		令和3年度以降	限度額に同じ。				
同 上 (平成8年度借入分)	同 上	平成9年度から 令和2年度まで	194,840				
		令和3年度以降	限度額に同じ。				

同上 (平成9年度借入分)	同上	平成10年度から 令和2年度まで	20,267				
		令和3年度以降	限度額に同じ。				
同上 (平成10年度借入分)	同上	平成11年度から 令和2年度まで	2,555				
		令和3年度以降	限度額に同じ。				
山間山添い地域水道 水源開発施設整備費 償還金補助 (平成11年度借入分)	市町村(一部事務組合を含む。)が水道 水源開発を実施する場合において、国庫 補助の対象となった水道水源開発施設の 建設費の企業債に係る元利償還金(水資 源開発公団への割賦金を含む。)の3分 の1に相当する額	平成11年度から 令和2年度まで	1,756,205				
		令和3年度以降	限度額に同じ。				
山間山添い地域水道 水源開発施設整備費 償還金補助 (平成15年度借入分)	市町村(一部事務組合を含む。)が水道 水源開発を実施する場合において、国庫 補助の対象となった水道水源開発施設の 建設費の企業債に係る元利償還金(水資 源開発公団への割賦金を含む。)の2分 の1に相当する額	平成16年度から 令和2年度まで	74,179				
		令和3年度以降	限度額に同じ。				
さいたま新産業拠点 (SKIPシティ)A街区 における県映像関連 施設及び工業技術セン ター等の維持管理業務	平成14年度から令和14年度までの 31年間、当該施設の維持管理業務委託に 要する経費	平成14年度から 令和2年度まで	7,376,556				
		令和3年度から 令和14年度まで	限度額に同じ。				
さいたま新産業拠点 (SKIPシティ)A街区 における県映像関連 施設の運営業務	平成14年度から令和14年度までの 31年間、当該施設の運営業務委託に要す る経費	平成14年度から 令和2年度まで	9,539,452				
		令和3年度から 令和14年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
さいたま新産業拠点 (SKIPシティ)A街区 における民間企業入居 施設の買取り	令和15年度以降、当該施設の買取りに 要する経費						
		令和15年度以降	限度額に同 じ。				
無担保無保証人資金 損失補償 (平成11年度保証分・ 平成28年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う無担保無保証人資金の融資額の 範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務 の保証を行ったことによって生じた代位 弁済額から中小企業信用保険法第5条の 規定により支払を受けた保険金の額を控 除した額に相当する額						
		令和3年度から 令和6年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成12年度保証分・ 平成29年度損失補償 対象期間延長分)	同 上						
		令和3年度から 令和7年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成13年度保証分・ 平成25年度損失補償 対象期間延長分)	同 上	平成30年度から 令和2年度まで	534				
		令 和 3 年 度	限度額に同 じ。				
同 上 (平成13年度保証分・ 平成30年度損失補償 対象期間延長分)	同 上						
		令和3年度から 令和8年度まで	限度額に同 じ。				

小規模事業資金損失補償 (平成14年度保証分・平成26年度損失補償対象期間延長分)	県が行う小規模事業資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額	令和元年度から令和2年度まで	766				
		令和3年度から令和4年度まで	限度額に同じ。				
同上 (平成14年度保証分・令和元年度損失補償対象期間延長分)	同 上						
		令和3年度から令和9年度まで	限度額に同じ。				
小規模事業資金損失補償 (平成15年度保証分・平成27年度損失補償対象期間延長分)	県が行う小規模事業資金(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額						
		令和3年度から令和5年度まで	限度額に同じ。				
同上 (平成15年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分)	同 上						
		令和3年度から令和10年度まで	限度額に同じ。				
同上 (平成16年度保証分)	同 上	平成17年度から令和2年度まで	493,353				
		令和3年度から令和4年度まで	限度額に同じ。				
同上 (平成16年度保証分・令和元年度損失補償対象期間延長分)	同 上						
		令和3年度から令和9年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成17年度保証分)	同 上	平成18年度から 令和2年度まで	490,888				
		令和3年度から 令和5年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成17年度保証分・ 令和2年度損失補償 対象期間延長分)	同 上	令和3年度から 令和10年度まで	限度額に同 じ。				
		平成19年度から 令和2年度まで	318,528				
同 上 (平成18年度保証分)	同 上	令和3年度から 令和6年度まで	限度額に同 じ。				
		平成20年度から 令和2年度まで	200,559				
小規模事業資金損失 補償 (平成19年度保証分)	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の4に相当する額	令和3年度から 令和7年度まで	限度額に同 じ。				
		平成21年度から 令和2年度まで	145,401				
同 上 (平成20年度保証分)	同 上	令和3年度から 令和8年度まで	限度額に同 じ。				
		平成22年度から 令和2年度まで	80,540				
同 上 (平成21年度保証分)	同 上	令和3年度から 令和9年度まで	限度額に同 じ。				

同上 (平成22年度保証分)	同上	平成23年度から 令和2年度まで	47,828				
		令和3年度から 令和10年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成23年度保証分)	同上	平成24年度から 令和2年度まで	43,723				
		令和3年度から 令和11年度まで	限度額に同 じ。				
小規模事業資金損失 補償 (平成24年度保証分)	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額	平成25年度から 令和2年度まで	48,142				
		令和3年度から 令和12年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成25年度保証分)	同上	平成26年度から 令和2年度まで	59,275				
		令和3年度から 令和13年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成26年度保証分)	同上	平成27年度から 令和2年度まで	69,633				
		令和3年度から 令和14年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成27年度保証分)	同上	平成28年度から 令和2年度まで	46,385				
		令和3年度から 令和15年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成28年度保証分)	同上	平成29年度から 令和2年度まで	42,384				
		令和3年度から 令和16年度まで	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成29年度保証分)	同 上	平成30年度から 令和2年度まで	50,417				
		令和3年度から 令和17年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成30年度保証分)	同 上	令和元年度から 令和2年度まで	33,606				
		令和3年度から 令和18年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (令和元年度保証分)	同 上	令 和 2 年 度	3,890				
		令和3年度から 令和19年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (令和2年度保証分)	同 上						
		令和3年度から 令和20年度まで	限度額に同 じ。				
起業家育成資金損失 補償 (平成15年度保証分)	県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で2千万円までの債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額に相当する額	平成17年度から 令和2年度まで	14,836				
		令 和 3 年 度	限度額に同 じ。				

起業家育成資金損失補償 (平成16年度保証分)	県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で2千万円までの債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額に相当する額とし、新事業創出関連保証を利用し無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額	平成18年度から 令和2年度まで	39,141				
		令和3年度から 令和4年度まで	限度額に同じ。				
起業家育成資金損失補償 (平成16年度保証分・ 令和元年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額						
		令和3年度から 令和9年度まで	限度額に同じ。				
起業家育成資金損失補償 (平成17年度保証分)	県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無	平成18年度から 令和2年度まで	45,145				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で2千万円までの債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額に相当する額とし、新事業創出関連保証を利用し無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額	令和3年度から 令和5年度まで	限度額に同じ。				
起業家育成資金損失補償 （平成17年度保証分・ 令和2年度損失補償 対象期間延長分）	県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額	令和3年度から 令和10年度まで	限度額に同じ。				
起業家育成資金損失補償 （平成18年度保証分）	県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で2千万円までの債務の保証を行った場合は、保険金の額	平成19年度から 令和2年度まで	89,720				
		令和3年度から 令和6年度まで	限度額に同じ。				

	を控除した額に相当する額とし、創業等関連保証を利用し無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額						
起業家育成資金損失補償 (平成19年度保証分)	県が行う起業家育成資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で2千万円までの債務の保証を行った場合は、保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額に相当する額とし、創業等関連保証を利用し無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額	平成20年度から令和2年度まで	70,347				
		令和3年度から令和7年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
起業家育成資金損失補償 (平成20年度保証分)	<p>県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人(法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。)で2千万円までの債務の保証を行った場合は、保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額に相当する額とし、創業関連保証(産業活力再生特別措置法第33条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。)又は創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>	平成21年度から令和2年度まで	52,630				
		令和3年度から令和8年度まで	限度額に同じ。				

起業家育成資金損失補償 (平成21年度保証分)	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証(産業活力再生特別措置法第33条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。)又は創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額	平成22年度から令和2年度まで	49,822				
		令和3年度から令和9年度まで	限度額に同じ。				
同上 (平成22年度保証分)	同上	平成23年度から令和2年度まで	36,326				
		令和3年度から令和10年度まで	限度額に同じ。				
起業家育成資金損失補償 (平成23年度保証分)	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、	平成24年度から令和2年度まで	27,453				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第33条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。)又は創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額	令和3年度から 令和11年度まで	限度額に同じ。				
起業家育成資金損失補償 (平成24年度保証分)	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第33条第3項各号に掲げる要件の	平成25年度から 令和2年度まで	22,384				
		令和3年度から 令和12年度まで	限度額に同じ。				

	いずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。)を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額						
同上 (平成25年度保証分)	同上	平成26年度から令和2年度まで	22,648				
		令和3年度から令和13年度まで	限度額に同じ。				
起業家育成資金損失補償 (平成26年度保証分)	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証(産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。)を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額	平成27年度から令和2年度まで	14,910				
		令和3年度から令和14年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
起業家育成資金損失補償 (平成27年度保証分)	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証又は創業関連保証（産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額	平成28年度から令和2年度まで	11,049				
		令和3年度から令和15年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成28年度保証分)	同 上	平成29年度から令和2年度まで	11,309				
		令和3年度から令和16年度まで	限度額に同じ。				

同上 (平成29年度保証分)	同上	平成30年度から 令和2年度まで	10,123				
		令和3年度から 令和17年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成30年度保証分)	同上	令和元年度から 令和2年度まで	2,677				
		令和3年度から 令和18年度まで	限度額に同 じ。				
起業家育成資金損失 補償 (令和元年度保証分)	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲 内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保 証を行ったことによって生じた代位弁済 額の元金(責任共有制度要綱に基づく負 担金方式の場合は、代位弁済額の元金か ら金融機関負担割合相当額を除いた額) から中小企業信用保険法第5条の規定に より支払を受けた保険金の額(責任共有 制度要綱に基づく負担金方式の場合は、 保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の4分の3に相当する 額。ただし、創業関連保証(産業競争力 強化法第129条第3項各号に掲げる要 件のいずれにも該当する創業者である中 小企業者に係るものに限る。)を利用し 債務の保証を行った場合は保険金の額を 控除した額の10分の1、創業等関連保 証又は創業関連保証(産業競争力強化法 第129条第3項各号に掲げる要件のい ずれにも該当する創業者である中小企 業者に係るものを除く。)を利用し債務 の保証を行った場合は保険金の額を控除 した額の20分の3に相当する額						
令和3年度から 令和19年度まで		限度額に同 じ。					
同上 (令和2年度保証分)	同上						
		令和3年度から 令和20年度まで	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
経営安定資金損失補償 (平成15年度保証分・ 平成27年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う経営安定資金のうち金融円滑化 貸付(中小企業信用保険法第2条第5項 第6号の規定に係る貸付に限る。)の融 資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこ の債務の保証を行ったことによって生じ た代位弁済額の元金から中小企業信用保 険法第5条の規定により支払を受けた保 険金の額を控除した額の5分の1に相当 する額						
		令和3年度から 令和5年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成15年度保証分・ 令和2年度損失補償 対象期間延長分)	同 上						
		令和3年度から 令和10年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成16年度保証分・ 平成28年度損失補償 対象期間延長分)	同 上						
		令和3年度から 令和6年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成17年度保証分・ 平成29年度損失補償 対象期間延長分)	同 上						
		令和3年度から 令和7年度まで	限度額に同 じ。				

経営安定資金損失補償 (平成18年度保証分)	県が行う経営安定資金のうち指定企業関連貸付(知事指定の借換えを含む。)及び金融円滑化貸付(中小企業信用保険法第2条第3項第6号及び第8号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条及び第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の指定企業関連貸付の大臣指定にあつては5分の1、知事指定にあつては2分の1、金融円滑化貸付(中小企業信用保険法第2条第3項第6号及び第8号の規定に係る貸付に限る。)にあつては5分の1に相当する額	平成19年度から 令和2年度まで	40,220				
		令和3年度	限度額に同じ。				
経営安定資金損失補償 (平成18年度保証分・ 平成30年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付(中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額						
		令和3年度から 令和8年度まで	限度額に同じ。				
経営安定資金損失補償 (平成19年度保証分)	県が行う経営安定資金のうち指定企業関連貸付(知事指定の借換えを含む。)及び金融円滑化貸付(中小企業信用保険法第2条第3項第6号及び第8号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から	平成20年度から 令和2年度まで	35,246				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	中小企業信用保険法第5条及び第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の指定企業関連貸付の大臣指定にあつては5分の1、知事指定にあつては2分の1、金融円滑化貸付（中小企業信用保険法第2条第3項第6号及び第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額	令和3年度から令和4年度まで	限度額に同じ。				
経営安定資金損失補償（平成19年度保証分・令和元年度損失補償対象期間延長分）	県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付（中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額	令和3年度から令和9年度まで	限度額に同じ。				
経営安定資金損失補償（平成20年度保証分）	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限	平成22年度から令和2年度まで	30,284				

	<p>る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。)にあっては5分の1、知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付に限る。)にあっては2分の1、知事指定等貸付(金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。)にあっては5分の1に相当する額</p>	令和3年度から令和5年度まで	限度額に同じ。				
<p>経営安定資金損失補償 (平成20年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分)</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円滑化関連(中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。))に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>	令和3年度から令和10年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
経営安定資金損失補償 (平成21年度保証分)	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。)及び知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。)にあつては5分の1、知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付に限る。)にあつては2分の1、知事指定等貸付(金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。)にあつては5分の1に相当する額	平成23年度から 令和2年度まで	7,240				
		令和3年度から 令和6年度まで	限度額に同 じ。				

同上 (平成22年度保証分)	同上	平成26年度から 令和2年度まで	222				
		令和3年度から 令和7年度まで	限度額に同 じ。				
経営安定資金損失補償 (平成23年度保証分)	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。)、知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。)及び震災特別貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、大臣指定等貸付(指定企業関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。)にあつては5分の1、知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付に限る。)にあつては2分の1、知事指定等貸付(金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。)にあつては5分の1、震災特別貸付にあつては5分の2に相当する額	平成25年度から 令和2年度まで	30,274				
		令和3年度から 令和11年度まで	限度額に同 じ。				
経営安定資金損失補償 (平成24年度保証分)	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付(指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。)及び知事指定等貸付(指定企業関連に係る)	平成25年度から 令和2年度まで	32,598				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、大臣指定等貸付(指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。)にあっては20分の3、大臣指定等貸付(金融円滑化関連に係る貸付に限る。)にあっては10分の1、知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付に限る。)にあっては2分の1、知事指定等貸付(金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第4項第8号の規定に係る貸付に限る。)にあっては5分の1に相当する額	令和3年度から令和9年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成25年度保証分)	同 上	平成27年度から令和2年度まで	12,046				
		令和3年度から令和10年度まで	限度額に同じ。				

経営安定資金損失補償 (平成26年度保証分)	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額	平成28年度から 令和2年度まで	5,395				
		令和3年度から 令和11年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成27年度保証分)	同 上	平成29年度から 令和2年度まで	4,276				
		令和3年度から 令和12年度まで	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成28年度保証分)	同 上	平成30年度から 令和2年度まで	4,045				
		令和3年度から 令和13年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成29年度保証分)	同 上						
		令和3年度から 令和14年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成30年度保証分)	同 上						
		令和3年度から 令和15年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (令和元年度保証分)	同 上						
		令和3年度から 令和16年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (令和2年度保証分)	同 上						
		令和3年度から 令和20年度まで	限度額に同 じ。				
経営支援特別融資損失 補償 (平成15年度保証分・ 平成27年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う経営支援特別融資（経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあっては保険金の額を控除した額に相当する額						
		令和3年度から 令和5年度まで	限度額に同 じ。				

同上 (平成15年度保証分・ 令和2年度損失補償 対象期間延長分)	同上	令和3年度から 令和10年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成16年度保証分・ 平成28年度損失補償 対象期間延長分)	同上	令和3年度から 令和6年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成17年度保証分・ 平成29年度損失補償 対象期間延長分)	同上	令和3年度から 令和7年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成18年度保証分)	同上	平成19年度から 令和2年度まで	259,974				
同上 (平成18年度保証分・ 平成30年度損失補償 対象期間延長分)	同上	令和3年度	限度額に同 じ。				
同上 (平成18年度保証分・ 平成30年度損失補償 対象期間延長分)	同上	令和3年度から 令和8年度まで	限度額に同 じ。				
経営支援特別融資損失 補償 (平成19年度保証分)	県が行う経営支援特別融資（経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受け	平成20年度から 令和2年度まで	156,586				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	た保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあっては保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額に相当する額	令和3年度から 令和4年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成19年度保証分・ 令和元年度損失補償 対象期間延長分)	同 上	令和3年度から 令和9年度まで	限度額に同じ。				
経営支援特別融資損失 補償 (平成20年度保証分)	県が行う経営支援特別融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額	平成21年度から 令和2年度まで	47,203				
		令和3年度から 令和5年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成20年度保証分・ 令和2年度損失補償 対象期間延長分)	同 上	令和3年度から 令和10年度まで	限度額に同じ。				

経営支援緊急融資損失補償 (平成9年度保証分・平成27年度損失補償対象期間延長分)	県が行う経営支援緊急融資の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額	令和元年度から令和2年度まで	3,604				
		令和3年度から令和5年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成9年度保証分・令和2年度損失補償対象期間延長分)	同 上						
		令和3年度から令和10年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成10年度保証分・平成28年度損失補償対象期間延長分)	同 上						
		令和3年度から令和6年度まで	限度額に同じ。				
事業開拓支援資金損失補償 (平成15年度保証分)	県が行う事業開拓支援資金のうち創造支援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会が無担保無保証人(法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。)で2千万円までの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額	平成19年度から令和2年度まで	6,321				
		令和3年度	限度額に同じ。				
同 上 (平成16年度保証分)	同 上	平成18年度から令和2年度まで	4,751				
		令和3年度から令和4年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
産業創造資金損失補償 (平成17年度保証分)	県が行う産業創造資金のうち経営革新貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会が中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人(法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。)で2千万円までの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額及び大型店進出に伴い業種転換を行う企業に対する融資の借換えに係る融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の経営革新貸付にあつては全額、大型店進出に伴い業種転換を行う企業に対する融資の借換えにあつては2分の1に相当する額						
		令和3年度から 令和5年度まで	限度額に同 じ。				
産業創造資金損失補償 (平成17年度保証分・ 令和2年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う産業創造資金のうち経営革新貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会が中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人(法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。)で2千万円までの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額						
		令和3年度から 令和10年度まで	限度額に同 じ。				

<p>産業創造資金損失補償 (平成18年度保証分)</p>	<p>県が行う産業創造資金のうち経営革新貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会が中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人(法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。)で2千万円までの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額及び大型店進出に伴い業種転換を行う企業に対する融資の借換えに係る融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の経営革新貸付にあつては全額、大型店進出に伴い業種転換を行う企業に対する融資の借換えにあつては2分の1に相当する額</p>	<p>令和3年度から令和6年度まで</p>	<p>限度額に同じ。</p>				
<p>産業創造資金損失補償 (平成19年度保証分)</p>	<p>県が行う産業創造資金のうち経営革新貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会が中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人(法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。)で2千万円までの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額及び大型店進出に伴い業種転換を行う企業に対する融資の借換えに係る融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金</p>	<p>令和3年度から令和7年度まで</p>	<p>限度額に同じ。</p>				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の経営革新貸付にあつては全額、大型店進出に伴い業種転換を行う企業に対する融資の借換えにあつては2分の1に相当する額						
産業創造資金損失補償 (平成20年度保証分)	県が行う産業創造資金のうち経営革新貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会が中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人(法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。)で2千万円までの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額に相当する額	令和3年度から 令和8年度まで	限度額に同じ。				
魅力ある産業造り資金 損失補償 (平成15年度保証分)	県が行う魅力ある産業造り資金のうち大型店進出に伴い業種転換を行う企業に対する融資(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額	令 和 3 年 度	限度額に同じ。				

同上 (平成16年度保証分)	同上						
		令和3年度から 令和4年度まで	限度額に同 じ。				
企業活力強化資金損失 補償 (平成15年度保証分・ 平成25年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う企業活力強化資金(ただし、大口貸付に限る。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の4分の1に相当する額	平成30年度から 令和2年度まで	1,395				
		令和3年度	限度額に同 じ。				
同上 (平成15年度保証分・ 平成30年度損失補償 対象期間延長分)	同上						
		令和3年度から 令和8年度まで	限度額に同 じ。				
企業再生資金損失補償 (平成16年度保証分)	県が行う企業再生資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額	平成18年度から 令和2年度まで	24,338				
		令和3年度から 令和4年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成16年度保証分・ 令和元年度損失補償 対象期間延長分)	同上						
		令和3年度から 令和9年度まで	限度額に同 じ。				
企業パワーアップ資金 損失補償 (平成17年度保証分)	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法	平成19年度から 令和2年度まで	141,235				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額	令和3年度から 令和5年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成17年度保証分・ 令和2年度損失補償 対象期間延長分)	同 上	令和3年度から 令和10年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成18年度保証分)	同 上	平成20年度から 令和2年度まで	228,280				
		令和3年度から 令和6年度まで	限度額に同じ。				
企業パワーアップ資金 損失補償 (平成19年度保証分)	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額。ただし、責任共有制度の導入後には普通保険を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の	平成21年度から 令和2年度まで	243,697				
		令和3年度から 令和7年度まで	限度額に同じ。				

	24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては32分の25に相当する額					
企業パワーアップ資金 損失補償 (平成20年度保証分)	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては32分の25に相当する額	平成21年度から 令和2年度まで	233,032			
		令和3年度から 令和8年度まで	限度額に同じ。			
同上 (平成21年度保証分)	同上	平成23年度から 令和2年度まで	76,588			
		令和3年度から 令和9年度まで	限度額に同じ。			
企業パワーアップ資金 損失補償 (平成22年度保証分)	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の	平成24年度から 令和2年度まで	21,778			

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額						
		令和3年度から令和10年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成23年度保証分)	同 上	平成24年度から令和2年度まで	20,113				
		令和3年度から令和11年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成24年度保証分)	同 上	平成25年度から令和2年度まで	42,106				
		令和3年度から令和12年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成25年度保証分)	同 上	平成29年度から令和2年度まで	42,074				
		令和3年度から令和13年度まで	限度額に同じ。				

企業パワーアップ資金 損失補償 (平成26年度保証分)	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額	平成28年度から 令和2年度まで	54,611				
		令和3年度から 令和14年度まで	限度額に同じ。				
同上 (平成27年度保証分)	同上	平成29年度から 令和2年度まで	22,229				
		令和3年度から 令和15年度まで	限度額に同じ。				
同上 (平成28年度保証分)	同上	平成30年度から 令和2年度まで	15,892				
		令和3年度から 令和16年度まで	限度額に同じ。				
同上 (平成29年度保証分)	同上	平成30年度から 令和2年度まで	16,137				
		令和3年度から 令和17年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
企業パワーアップ資金 損失補償 (平成30年度保証分)	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあっては10分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては32分の25に相当する額	令和2年度	11,510				
		令和3年度から令和18年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (令和元年度保証分)	同 上						
		令和3年度から令和19年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (令和2年度保証分)	同 上						
		令和3年度から令和20年度まで	限度額に同じ。				

事業資金損失補償 (平成16年度保証分・ 平成28年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額							
		令和3年度から 令和6年度まで	限度額に同 じ。					
事業資金損失補償 (平成17年度保証分・ 平成29年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額							
		令和3年度から 令和7年度まで	限度額に同 じ。					
同上 (平成18年度保証分)	同上	平成19年度から 令和2年度まで	102,689					
		令和3年度	限度額に同 じ。					
同上 (平成18年度保証分・ 平成30年度損失補償 対象期間延長分)	同上							
		令和3年度から 令和8年度まで	限度額に同 じ。					
事業資金損失補償 (平成19年度保証分)	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付(借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額	平成20年度から 令和2年度まで	261,012					

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	の10分の1に相当する額。ただし、責任共有制度の導入後においては普通保険を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額	令和3年度から 令和4年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成19年度保証分・ 令和元年度損失補償 対象期間延長分)	同 上	令和3年度から 令和9年度まで	限度額に同じ。				
事業資金損失補償 (平成20年度保証分)	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額	平成21年度から 令和2年度まで	201,758				
		令和3年度から 令和5年度まで	限度額に同じ。				

同上 (平成20年度保証分・ 令和2年度損失補償 対象期間延長分)	同上						
		令和3年度から 令和10年度まで	限度額に同 じ。				
事業資金損失補償 (平成21年度保証分)	県が行う事業資金のうち一般貸付(予約 貸付枠に限る。)及び中小企業応援貸付 (借換えを含む。)の融資額の範囲内で 埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を 行ったことによって生じた代位弁済額の 元金(責任共有制度要綱に基づく負担金 方式の場合は、代位弁済額の元金から金 融機関負担割合相当額を除いた額)から 中小企業信用保険法第5条の規定により 支払を受けた保険金の額(責任共有制度 要綱に基づく負担金方式の場合は、保険 金の額を部分保証方式に換算した額)を 控除した額の、一般貸付(予約貸付枠に 限る。)にあつては4分の1、中小企業 応援貸付にあつては普通保険を利用し債 務の保証を行った場合は12分の7、無 担保保険を利用し債務の保証を行った場 合は32分の17に相当する額	平成22年度から 令和2年度まで	50,168				
		令和3年度から 令和6年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成22年度保証分)	同上	平成25年度から 令和2年度まで	11,014				
		令和3年度から 令和7年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成23年度保証分)	同上	平成25年度から 令和2年度まで	3,876				
		令和3年度から 令和8年度まで	限度額に同 じ。				
事業資金損失補償 (平成24年度保証分)	県が行う事業資金のうち一般貸付(予約 貸付枠に限る。)及び中小企業応援貸付 の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会	平成26年度から 令和2年度まで	11,053				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、一般貸付（予約貸付枠に限る。）にあっては4分の1、中小企業応援貸付にあっては普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額						
		令和3年度から令和9年度まで	限度額に同じ。				
事業資金損失補償 (平成25年度保証分)	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場	平成29年度から令和2年度まで	3,522				
		令和3年度から令和10年度まで	限度額に同じ。				

	は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額						
同上 (平成26年度保証分)	同上	平成28年度から 令和2年度まで	1,887				
		令和3年度から 令和11年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成27年度保証分)	同上						
		令和3年度から 令和12年度まで	限度額に同 じ。				
借換資金損失補償 (平成20年度保証分)	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては16分の5に相当する額	平成21年度から 令和2年度まで	86,654				
		令和3年度から 令和5年度まで	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
借換資金損失補償 (平成20年度保証分・ 令和2年度損失補償 対象期間延長分)	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては16分の5に相当する額	令和3年度から 令和10年度まで	限度額に同 じ。				
借換資金損失補償 (平成21年度保証分)	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の	平成22年度から 令和2年度まで	75,357				

	規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては16分の5に相当する額							
		令和3年度から令和6年度まで	限度額に同じ。					
同上 (平成22年度保証分)	同上	平成23年度から令和2年度まで	141,557					
		令和3年度から令和10年度まで	限度額に同じ。					
同上 (平成23年度保証分)	同上	平成24年度から令和2年度まで	128,125					
		令和3年度から令和11年度まで	限度額に同じ。					
同上 (平成24年度保証分)	同上	平成25年度から令和2年度まで	81,867					
		令和3年度から令和12年度まで	限度額に同じ。					
同上 (平成25年度保証分)	同上	平成26年度から令和2年度まで	104,749					
		令和3年度から令和13年度まで	限度額に同じ。					
借換資金損失補償 (平成26年度保証分)	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方	平成27年度から令和2年度まで	52,309					

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては16分の5に相当する額						
		令和3年度から令和14年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成27年度保証分)	同 上	平成28年度から令和2年度まで	53,934				
		令和3年度から令和15年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成28年度保証分)	同 上	平成29年度から令和2年度まで	63,424				
		令和3年度から令和16年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成29年度保証分)	同 上	令和元年度から令和2年度まで	28,165				
		令和3年度から令和17年度まで	限度額に同じ。				

借換資金損失補償 (平成30年度保証分)	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては5分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額	令和2年度	14,066				
		令和3年度から令和18年度まで	限度額に同じ。				
同上 (令和元年度保証分)	同上	令和2年度	1,734				
		令和3年度から令和19年度まで	限度額に同じ。				
同上 (令和2年度保証分)	同上						
		令和3年度から令和20年度まで	限度額に同じ。				
要件緩和型経営安定資金損失補償 (平成21年度保証分)	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱	平成22年度から令和2年度まで	144,788				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の2分の1に相当する額	令和3年度から令和6年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成22年度保証分)	同 上	平成23年度から令和2年度まで	47,277				
		令和3年度から令和7年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成23年度保証分)	同 上	平成25年度から令和2年度まで	35,819				
		令和3年度から令和8年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成24年度保証分)	同 上	平成25年度から令和2年度まで	40,211				
		令和3年度から令和9年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成25年度保証分)	同 上	平成26年度から令和2年度まで	49,760				
		令和3年度から令和10年度まで	限度額に同じ。				
同 上 (平成26年度保証分)	同 上	平成27年度から令和2年度まで	48,818				
		令和3年度から令和11年度まで	限度額に同じ。				

同上 (平成27年度保証分)	同上	平成28年度から 令和2年度まで	43,021				
		令和3年度から 令和12年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成28年度保証分)	同上	平成29年度から 令和2年度まで	25,479				
		令和3年度から 令和13年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成29年度保証分)	同上	平成30年度から 令和2年度まで	4,755				
		令和3年度から 令和14年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (平成30年度保証分)	同上	令和2年度	1,090				
		令和3年度から 令和15年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (令和元年度保証分)	同上						
		令和3年度から 令和16年度まで	限度額に同 じ。				
同上 (令和2年度保証分)	同上						
		令和3年度から 令和20年度まで	限度額に同 じ。				
緊急借換資金損失補償 (平成21年度保証分)	県が行う緊急借換資金の融資額の範囲内 で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証 を行ったことによって生じた代位弁済額 の元金(責任共有制度要綱に基づく負担 金方式の場合は、代位弁済額の元金から 金融機関負担割合相当額を除いた額)か ら中小企業信用保険法第5条又は第13 条の規定により支払を受けた保険金の額	平成23年度から 令和2年度まで	798,733				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
	(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあっては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては16分の5に相当する額						
		令和3年度から令和9年度まで	限度額に同じ。				
緊急借換資金損失補償 (令和2年度保証分)	県が行う緊急借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第5条、第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあっては5分の1、第5号、						
		令和3年度から令和20年度まで	限度額に同じ。				

	第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては16分の5、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の1に相当する額						
新型コロナウイルス感染症対応資金損失補償 (令和2年度保証分)	県が行う新型コロナウイルス感染症対応資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額の元金(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額)から中小企業信用保険法第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に係る貸付にあっては5分の1、第5号の規定に係る貸付にあっては全額、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の3に相当する額	令和3年度から 令和20年度まで	限度額に同じ。				
中小企業者制度融資貸付事業利子補助 (平成19年度融資分)	4,313,697	平成20年度から 令和2年度まで	2,662,883				1,650,814
		令和3年度から 令和4年度まで	1,650,814				
同上 (平成20年度融資分・ 金融円滑化対応分)	417,425	平成26年度から 令和2年度まで	279,282				138,143
		令和3年度から 令和5年度まで	138,143				
同上 (平成21年度融資分)	5,857,514	平成22年度から 令和2年度まで	3,514,069				2,343,445
		令和3年度から 令和6年度まで	2,343,445				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成22年度融資分)	4,978,567	平成23年度から 令和2年度まで	1,651,410				3,327,157
		令和3年度から 令和7年度まで	3,327,157				
同 上 (平成23年度融資分)	5,822,005	平成24年度から 令和2年度まで	1,568,291				4,253,714
		令和3年度から 令和8年度まで	4,253,714				
同 上 (平成24年度融資分)	4,050,378	平成25年度から 令和2年度まで	744,609				3,305,769
		令和3年度から 令和9年度まで	3,305,769				
同 上 (平成25年度融資分)	3,618,255	平成26年度から 令和2年度まで	583,183				3,035,072
		令和3年度から 令和10年度まで	3,035,072				
同 上 (平成26年度融資分)	2,466,328	平成27年度から 令和2年度まで	283,266				2,183,062
		令和3年度から 令和11年度まで	2,183,062				
同 上 (平成27年度融資分)	2,574,831	平成28年度から 令和2年度まで	229,393				2,345,438
		令和3年度から 令和12年度まで	2,345,438				
同 上 (平成28年度融資分)	2,412,575	平成29年度から 令和2年度まで	230,137				2,182,438
		令和3年度から 令和13年度まで	2,182,438				
同 上 (平成29年度融資分)	2,485,075	平成30年度から 令和2年度まで	157,974				2,327,101
		令和3年度から 令和14年度まで	2,327,101				

同上 (平成30年度融資分)	3,026,743	令和元年度から 令和2年度まで	117,678					2,909,065
		令和3年度から 令和15年度まで	2,909,065					
同上 (令和元年度融資分)	3,016,970	令和2年度	84,255					2,932,715
		令和3年度から 令和16年度まで	2,932,715					
同上 (令和2年度融資分)	44,796,206					繰入金 6,634,788		2,028,747
		令和3年度から 令和17年度まで	44,796,206			諸収入 36,132,671		
中小企業者災害緊急融 資貸付事業利子補助 (令和元年度融資分)	190,000	令和2年度	4,513					185,487
		令和3年度から 令和11年度まで	185,487					
勤労者支援資金損失 補償 (平成21年度保証分)	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲 内で埼玉県労働者信用基金協会がこの債 務の保証を行ったことによって生じた代 位弁済額のうち、応急資金、結婚・子育 て支援資金のうち扶養する子の就学に要 する資金又は失業資金の元金に相当する 額の100分の50の額	平成22年度から 令和2年度まで	8,974					
		令和3年度	限度額に同 じ。					
勤労者支援資金損失 補償 (平成22年度保証分)	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲 内で日本労働者信用基金協会がこの債 務の保証を行ったことによって生じた代 位弁済額のうち、応急資金、結婚・子育 て支援資金のうち扶養する子の就学に要 する資金又は失業資金の元金に相当する 額の100分の50の額	平成23年度から 令和2年度まで	4,247					
		令和3年度	限度額に同 じ。					

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
勤労者支援資金損失補償 (平成27年度保証分)	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金のうち失業者の再就職支援に係る資金の元金に相当する額の100分の50の額	令 和 3 年 度	限度額に同じ。				
同 上 (平成28年度保証分)	同 上	令 和 3 年 度 从 来	限度額に同じ。				
		令 和 4 年 度 以 降	限度額に同じ。				
同 上 (平成29年度保証分)	同 上	令 和 3 年 度 从 来	限度額に同じ。				
		令 和 5 年 度 以 降	限度額に同じ。				
同 上 (平成30年度保証分)	同 上	令 和 3 年 度 从 来	限度額に同じ。				
		令 和 6 年 度 以 降	限度額に同じ。				
同 上 (令和元年度保証分)	同 上	令 和 3 年 度 从 来	限度額に同じ。				
		令 和 7 年 度 以 降	限度額に同じ。				
同 上 (令和2年度保証分)	同 上	令 和 3 年 度 从 来	限度額に同じ。				
		令 和 8 年 度 以 降	限度額に同じ。				
離職者等委託訓練事業 (令和元年度契約分)	976,884	令 和 2 年 度	597,824	379,060			
		令 和 3 年 度 从 来 令 和 4 年 度 以 降	379,060				

離職者等委託訓練事業 (令和2年度契約分)	1,224,881			1,224,881			
		令和3年度から 令和5年度まで	1,224,881				
農地保有合理化事業資金 損失補償 (平成24年度融資分)	埼玉県農林公社が農地保有合理化事業のため 借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、 最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額						
		令和3年度から 令和5年度まで	限度額に同じ。				
農地利用集積事業資金 損失補償 (令和元年度融資分)	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため 借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、 最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額						
		令和3年度から 令和12年度まで	限度額に同じ。				
同上 (令和2年度融資分)	同 上						
		令和3年度から 令和13年度まで	限度額に同じ。				
農業近代化資金等利子 補助 (平成17年度融資分)	187,248	平成18年度から 令和2年度まで	74,851				112,397
		令和3年度から 令和8年度まで	112,397				
同上 (平成18年度融資分)	186,704	平成19年度から 令和2年度まで	49,817				136,887
		令和3年度から 令和9年度まで	136,887				
同上 (平成19年度融資分)	184,203	平成20年度から 令和2年度まで	57,638				126,565
		令和3年度から 令和10年度まで	126,565				
同上 (平成20年度融資分)	173,404	平成21年度から 令和2年度まで	59,616				113,788
		令和3年度から 令和11年度まで	113,788				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成21年度融資分)	168,677	平成22年度から 令和2年度まで	54,740				113,937
		令和3年度から 令和12年度まで	113,937				
同 上 (平成22年度融資分)	167,516	平成23年度から 令和2年度まで	23,672				143,844
		令和3年度から 令和13年度まで	143,844				
同 上 (平成23年度融資分)	167,928	平成24年度から 令和2年度まで	27,867				140,061
		令和3年度から 令和14年度まで	140,061				
同 上 (平成24年度融資分)	167,928	平成25年度から 令和2年度まで	40,685				127,243
		令和3年度から 令和15年度まで	127,243				
同 上 (平成25年度融資分)	167,928	平成26年度から 令和2年度まで	38,673				129,255
		令和3年度から 令和16年度まで	129,255				
同 上 (平成26年度融資分)	167,928	平成27年度から 令和2年度まで	15,626				152,302
		令和3年度から 令和17年度まで	152,302				
同 上 (平成27年度融資分)	167,928	平成28年度から 令和2年度まで	15,295				152,633
		令和3年度から 令和18年度まで	152,633				

同上 (平成28年度融資分)	147,306	平成29年度から 令和2年度まで	23,924				123,382
		令和3年度から 令和19年度まで	123,382				
同上 (平成29年度融資分)	153,951	平成30年度から 令和2年度まで	14,723				139,228
		令和3年度から 令和20年度まで	139,228				
同上 (平成30年度融資分)	122,855	令和元年度から 令和2年度まで	15,265				107,590
		令和3年度から 令和21年度まで	107,590				
同上 (令和元年度融資分)	178,928	令和2年度	8,969				169,959
		令和3年度から 令和22年度まで	169,959				
同上 (令和2年度融資分)	99,312						99,312
		令和3年度から 令和23年度まで	99,312				
農業災害復旧経営資金 利子補助 (令和2年度融資分)	1,125						1,125
		令和3年度から 令和9年度まで	1,125				
農業災害復旧経営資金 損失補償 (令和2年度融資分)	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額						
		令和3年度から 令和9年度まで	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
経営体育成総合融資制度 度利子補助 (平成11年度融資分)	79,312	平成12年度から 令和2年度まで	1,251				78,061
		令和3年度から 令和7年度まで	78,061				
同 上 (平成16年度融資分)	22,104	平成17年度から 令和2年度まで	1,749				20,355
		令和3年度から 令和12年度まで	20,355				
同 上 (平成18年度融資分)	22,104	平成19年度から 令和2年度まで	982				21,122
		令和3年度から 令和14年度まで	21,122				
同 上 (平成19年度融資分)	22,104	平成20年度から 令和2年度まで	6,239				15,865
		令和3年度から 令和15年度まで	15,865				
同 上 (平成20年度融資分)	53,603	平成21年度から 令和2年度まで	10,529				43,074
		令和3年度から 令和16年度まで	43,074				
同 上 (平成21年度融資分)	53,063	平成22年度から 令和2年度まで	5,669				47,394
		令和3年度から 令和17年度まで	47,394				

埼玉県森林公社造林資金損失補償 (昭和61年度借入分)	埼玉県森林公社がその業務を行うため農林漁業金融公庫から借り入れた造林資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額(遅延損害金を含む。)及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額							
		令和3年度から 令和13年度まで	限度額に同 じ。					
同上 (昭和62年度借入分)	同上							
		令和3年度から 令和19年度まで	限度額に同 じ。					
同上 (昭和63年度借入分)	同上							
		令和3年度から 令和20年度まで	限度額に同 じ。					
同上 (平成元年度借入分)	同上							
		令和3年度から 令和21年度まで	限度額に同 じ。					
同上 (平成2年度借入分)	同上							
		令和3年度から 令和22年度まで	限度額に同 じ。					
同上 (平成3年度借入分)	同上							
		令和3年度から 令和23年度まで	限度額に同 じ。					
同上 (平成4年度借入分)	同上							
		令和3年度から 令和24年度まで	限度額に同 じ。					

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成5年度借入分)	同 上						
		令和3年度から 令和25年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成6年度借入分)	同 上						
		令和3年度から 令和26年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成7年度借入分)	同 上						
		令和3年度から 令和27年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成8年度借入分)	同 上						
		令和3年度から 令和28年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成9年度借入分)	同 上						
		令和3年度から 令和29年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成10年度借入分)	同 上						
		令和3年度から 令和30年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成11年度借入分)	同 上						
		令和3年度から 令和31年度まで	限度額に同 じ。				

同 上 (平成12年度借入分)	同 上		令和3年度から	限度額に同 じ。				
			令和32年度まで					
同 上 (平成13年度借入分)	同 上		令和3年度から	限度額に同 じ。				
			令和33年度まで					
同 上 (平成14年度借入分)	同 上		令和3年度から	限度額に同 じ。				
			令和34年度まで					
埼玉県農林公社造林資 金等損失補償 (平成15年度借入分)	埼玉県農林公社がその業務を行うため農 林漁業金融公庫から借り入れた造林資金、 森林整備活性化資金及び施業転換資金 のうち最終償還期限到来後10月を経過 しても弁済できない元利金合計額(遅延 損害金を含む。)及び損失確定日の翌日 から補償履行の日まで年11パーセント の割合による利息に相当する額		令和3年度から	限度額に同 じ。				
			令和35年度まで					
同 上 (平成16年度借入分)	同 上		令和3年度から	限度額に同 じ。				
			令和37年度まで					
同 上 (平成17年度借入分)	同 上		令和3年度から	限度額に同 じ。				
			令和38年度まで					
同 上 (平成18年度借入分)	同 上		令和3年度から	限度額に同 じ。				
			令和39年度まで					

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成19年度借入分)	同 上						
		令和3年度から 令和40年度まで	限度額に同 じ。				
埼玉県農林公社造林資 金等損失補償 (平成20年度借入分)	埼玉県農林公社がその業務を行うため農 林漁業金融公庫から借り入れた造林資金 及び森林整備活性化資金のうち最終償還 期限到来後10月を経過しても弁済でき ない元利金合計額(遅延損害金を含む。)及び損失確定日の翌日から補償履 行の日まで年11パーセントの割合に よる利息に相当する額						
		令和3年度から 令和41年度まで	限度額に同 じ。				
埼玉県農林公社造林資 金等損失補償 (平成21年度借入分)	埼玉県農林公社がその業務を行うため日 本政策金融公庫から借り入れた造林資金 及び森林整備活性化資金のうち最終償還 期限到来後10月を経過しても弁済でき ない元利金合計額(遅延損害金を含む。)及 び損失確定日の翌日から補償履行の日 まで年11パーセントの割合による利 息に相当する額						
		令和3年度から 令和42年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成22年度借入分)	同 上						
		令和3年度から 令和43年度まで	限度額に同 じ。				

同 上 (平成23年度借入分)	同	上						
			令和3年度から 令和44年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成24年度借入分)	同	上						
			令和3年度から 令和45年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成25年度借入分)	同	上						
			令和3年度から 令和46年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成26年度借入分)	同	上						
			令和3年度から 令和47年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成27年度借入分)	同	上						
			令和3年度から 令和48年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成28年度借入分)	同	上						
			令和3年度から 令和49年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成29年度借入分)	同	上						
			令和3年度から 令和50年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (平成30年度借入分)	同	上						
			令和3年度から 令和51年度まで	限度額に同 じ。				
同 上 (令和元年度借入分)	同	上						
			令和3年度から 令和52年度まで	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (令和2年度借入分)	同 上						
		令和3年度から 令和53年度まで	限度額に同 じ。				
埼玉県土地開発公社 公共用地先行取得費 等償還金 (平成25年度取得分)	1,344,556						1,344,556
		令和3年度から 令和5年度まで	1,344,556				
同 上 (平成26年度取得分)	1,344,556						1,344,556
		令和3年度から 令和6年度まで	1,344,556				
同 上 (平成27年度取得分)	1,344,556						1,344,556
		令和3年度から 令和7年度まで	1,344,556				
同 上 (平成28年度取得分)	1,344,467						1,344,467
		令和3年度から 令和8年度まで	1,344,467				
同 上 (平成29年度取得分)	1,344,556						1,344,556
		令和3年度から 令和9年度まで	1,344,556				
同 上 (平成30年度取得分)	1,344,556						1,344,556
		令和3年度から 令和10年度まで	1,344,556				

同上 (令和元年度取得分)	1,344,556		令和3年度から 令和11年度まで	1,344,556				1,344,556
同上 (令和2年度取得分)	1,344,467		令和3年度から 令和12年度まで	1,344,467				1,344,467
埼玉県土地開発公社借 入金債務保証 (平成25年度借入分)	埼玉県土地開発公社がその業務を行うた め借り入れた資金のうちその元本及び利 子について、最終弁済期到来後3月を経 過しても償還できない額。ただし、借入 先金融機関に預金保険法及び農水産業協 同組合貯金保険法に定める保険事故が生 じた場合は、弁済期到来後の償還できな い額		令和3年度以降	限度額に同 じ。				
同上 (平成28年度借入分)	同	上	令和3年度以降	限度額に同 じ。				
同上 (平成29年度借入分)	同	上	令和3年度以降	限度額に同 じ。				
同上 (平成30年度借入分)	同	上	令和3年度以降	限度額に同 じ。				
同上 (令和元年度借入分)	同	上	令和3年度以降	限度額に同 じ。				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (令和2年度借入分)	同 上						
		令和3年度以降	限度額に同じ。				
平成14年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成14年度融資分)	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた政府資金のうち、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額						
		令和3年度以降	限度額に同じ。				
平成15年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成15年度融資分)	同 上						
		令和3年度以降	限度額に同じ。				
平成16年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成16年度融資分)	同 上						
		令和3年度以降	限度額に同じ。				
令和元年度有料道路整備貸付金債務保証 (令和元年度融資分)	同 上						
		令和3年度以降	限度額に同じ。				
令和2年度有料道路整備貸付金債務保証 (令和2年度融資分)	同 上						
		令和3年度以降	限度額に同じ。				
平成13年度有料道路整備貸付金債務保証 (平成13年度融資分)	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた公営企業金融公庫資金のうち、最終弁済期が到来しても償還できない額						
		令和3年度以降	限度額に同じ。				

有料道路整備貸付金債務保証 (令和元年度融資分)	埼玉県道路公社が有料道路建設のため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額						
		令和3年度以降	限度額に同じ。				
有料道路整備貸付金債務保証 (令和2年度融資分)	同 上						
		令和3年度以降	限度額に同じ。				
埼玉県道路公社借入金債務保証 (平成23年度借入分)	埼玉県道路公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額						
		令和3年度以降	限度額に同じ。				
同 上 (平成24年度借入分)	同 上						
		令和3年度以降	限度額に同じ。				
同 上 (平成25年度借入分)	同 上						
		令和3年度以降	限度額に同じ。				
同 上 (平成26年度借入分)	同 上						
		令和3年度以降	限度額に同じ。				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
橋りょう架換	250,000				225,000		25,000
		令和3年度から 令和4年度まで	250,000				
埼玉県住宅供給公社借入金損失補償 (平成15年度融資分)	埼玉県住宅供給公社が住宅建設事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額	令和3年度以降	限度額に同じ。				
平成14年度積立分譲住宅等建設資金損失補償 (平成14年度融資分)	埼玉県住宅供給公社が積立分譲住宅等建設のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額	令和3年度以降	限度額に同じ。				
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金 (平成12年度建設分)	2,131,738	平成13年度から 令和2年度まで	1,438,528				693,210
		令和3年度から 令和6年度まで	693,210				
同 上 (平成13年度建設分)	375,201	平成14年度から 令和2年度まで	232,760				142,441
		令和3年度から 令和7年度まで	142,441				
同 上 (平成14年度建設分)	1,442,191	平成15年度から 令和2年度まで	834,750				607,441
		令和3年度から 令和8年度まで	607,441				
同 上 (平成15年度建設分)	304,046	平成16年度から 令和2年度まで	153,291				150,755
		令和3年度から 令和9年度まで	150,755				

同 上 (平成16年度建設分)	1,721,810	平成17年度から 令和2年度まで	909,768				812,042
		令和3年度から 令和10年度まで	812,042				
同 上 (平成17年度建設分)	3,063,862	平成18年度から 令和2年度まで	1,498,211				1,565,651
		令和3年度から 令和11年度まで	1,565,651				
同 上 (平成18年度建設分)	2,622,297	平成19年度から 令和2年度まで	1,250,409				1,371,888
		令和3年度から 令和12年度まで	1,371,888				
同 上 (平成19年度建設分)	489,547	平成20年度から 令和2年度まで	225,826				263,721
		令和3年度から 令和13年度まで	263,721				
同 上 (平成20年度建設分)	1,074,231	平成21年度から 令和2年度まで	391,690				682,541
		令和3年度から 令和14年度まで	682,541				
同 上 (平成21年度建設分)	623,294	平成22年度から 令和2年度まで	220,758				402,536
		令和3年度から 令和15年度まで	402,536				
同 上 (平成22年度建設分)	695,848	平成23年度から 令和2年度まで	226,826				469,022
		令和3年度から 令和16年度まで	469,022				
同 上 (平成23年度建設分)	316,829	平成24年度から 令和2年度まで	97,636				219,193
		令和3年度から 令和17年度まで	219,193				

事 項	限 度 額	令和2年度末までの支出見込額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		令和3年度以降の支出予定額		国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
		期 間	金 額				
同 上 (平成24年度建設分)	398,316	平成25年度から 令和2年度まで	122,060				276,256
		令和3年度から 令和18年度まで	276,256				
同 上 (平成25年度建設分)	370,652	平成26年度から 令和2年度まで	99,216				271,436
		令和3年度から 令和19年度まで	271,436				
同 上 (平成26年度建設分)	397,693	平成27年度から 令和2年度まで	84,692				313,001
		令和3年度から 令和20年度まで	313,001				
同 上 (平成27年度建設分)	350,067	平成28年度から 令和2年度まで	58,805				291,262
		令和3年度から 令和21年度まで	291,262				
同 上 (平成28年度建設分)	185,872	平成29年度から 令和2年度まで	27,351				158,521
		令和3年度から 令和22年度まで	158,521				
同 上 (平成29年度建設分)	180,341	平成30年度から 令和2年度まで	20,984				159,357
		令和3年度から 令和23年度まで	159,357				
同 上 (平成30年度建設分)	865,988	令和元年度から 令和2年度まで	23,221				842,767
		令和3年度から 令和24年度まで	842,767				

同 上 (令和元年度建設分)	1,045,928	令和 2 年 度	13,722				1,032,206
		令和 3 年度から 令和 25 年度まで	1,032,206				
同 上 (令和2年度建設分)	368,464						368,464
		令和 3 年度から 令和 26 年度まで	368,464				

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区	分	令和元年度末 現在高	令和2年度末 現在高見込額	令和3年度中増減見込み		令和3年度末 現在高見込額
				令和3年度中 起債見込額	令和3年度中 元金償還見込額	
1	普通債	1,736,208,994	1,731,784,706	109,717,000	134,321,299	1,707,180,407
	(1) 議会	20,000	19,000		2,000	17,000
	(2) 総務	114,901,007	114,249,060	9,055,000	9,458,848	113,845,212
	(3) 民生	58,318,723	58,230,535	3,437,000	3,624,853	58,042,682
	(4) 衛生	25,241,603	23,830,571	218,000	1,902,447	22,146,124
	(5) 労働	540,212	497,597	239,000	62,407	674,190
	(6) 農林	54,874,122	54,161,064	3,623,000	4,322,407	53,461,657
	(7) 商工	37,500,168	37,299,116	4,327,000	1,978,363	39,647,753
	(8) 土木	1,169,422,994	1,173,816,700	68,834,000	90,599,472	1,152,051,228
	(9) 公営住宅	18,356,885	15,051,120		3,220,763	11,830,357
	(10) 警察	60,650,029	58,832,704	5,700,000	5,507,343	59,025,361
	(11) 教育	132,981,319	136,354,843	11,654,000	8,830,118	139,178,725
	(12) 諸支出金	63,401,932	59,442,396	2,630,000	4,812,278	57,260,118

2	災 害 復 旧 債	1,615,825	2,395,174	1,758,000	164,087	3,989,087
(1)	農 林	31,718	49,367	35,000	8,516	75,851
(2)	土 木	1,552,300	2,319,367	1,723,000	149,986	3,892,381
(3)	そ の 他	31,807	26,440		5,585	20,855
3	そ の 他	2,078,498,239	2,131,029,662	208,470,000	114,409,171	2,225,090,491
(1)	減 税 補 填 債	64,482,164	58,522,680		5,959,484	52,563,196
(2)	臨 時 税 収 補 填 債	7,973,602	7,398,502		1,016,859	6,381,643
(3)	臨 時 財 政 対 策 債	1,762,426,850	1,778,488,929	205,000,000	86,744,714	1,896,744,215
(4)	減 収 補 填 債	134,086,420	179,939,620		6,434,217	173,505,403
(5)	退 職 手 当 債	92,571,590	89,029,078		3,542,512	85,486,566
(6)	そ の 他	16,957,613	17,650,853	3,470,000	10,711,385	10,409,468
	合 計	3,816,323,058	3,865,209,542	319,945,000	248,894,557	3,936,259,985